

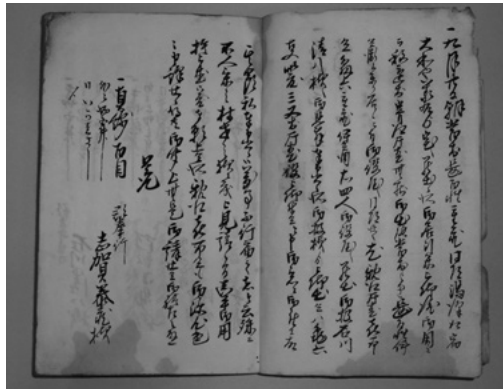
「翻刻」 茂木久栄家資料「万代日記帳」

新堀道生・秋田古文書同好会

一 解題

本史料は、雄勝郡三又村（秋田藩領、湯沢市駒形町三又）の茂木亀六が作成した文書で、亀六が肝煎として関わった公務や、私的な出来事について書き留めたものである。秋田県立博物館が所蔵する茂木久栄家資料のなかの一冊で、縦二四・五cm、横一七cmの縦帳である（資料番号三一七―三〇一九）。記事は安政四年（一八五七）九月、亀六の三又村肝煎就任に始まり、その罷免により肝煎業務が稲庭村肝煎の兼担となった慶応元年（一八六五）一月で終わっている。

日々書き連ねた日記ではなく、後に編集したものである。記事の配列は基本的に年代順であるが、日付は飛び飛びになっており、順序が前後することもある。公務の記



「万代日記帳」の本文

事が紙幅の大半を占めるが、子女の誕生、親族の動静など私的な出来事も記している。村の公式な文書というよりは、亀六が自身のため作成した備忘録という性質が強い。

記事のもとになっているのは、おおかた廻状・願書など肝煎が授受した文書であるが、そうではない記事もある。たとえば記事番号20は、村民の分地にあた

り肝煎亀六が検分と「御仕分」を依頼され、実地検分のうえ分地を取り決めた経緯を記しており、肝煎の日常業務の一端がうかがえる。33は年不詳だが用水の各村の普請担当箇所の記事である。44からは隣村縫殿村の橋の維持費を各村がどう負担したか、その比率が分かる。96は文久二年（一八六二）の麻疹の流行を記録し、その猛威のほどが分かる。127によると明和二年（一七六五）の平均（ならし）検地から百年を経たのを機に、総額二十二貫文余を費やし、施餓鬼などを挙行している。毎年五月に祭りを行ったという記述もある。三又村では享保十四年（一七二九）時点で七六一石余あった村高が、明和の平均検地で四八六石余に減少しており、村にとってその意義は大きかったであろう。

亀六は肝煎に就任したとき二十一歳であった。在任期間は七年余りに及んでおり、青年肝煎の手腕はそれなりに評価されたようである。当時周辺の村では、稲庭村・大館村の肝煎を批判する張り紙が何者かによって郡奉行らの屋敷に掲出されたり（記事番号49）、岩崎村の騒動で前肝煎らが高額の過料を科せられたり（95）、村方の不穏な情勢があった。そうしたなか亀六は万延元年（一八六〇）、郡方から助成米一〇〇俵の無利息借用を許され（47）、二年後には内八〇俵の拝領を実現し、郷備米とした（85）。備米の蔵として、その翌年に正銭八〇貫余をかけて板蔵を建てた（108）。その間、米価の高騰をうけて村内有力者から米を集め困窮者に安値で販売するなど（57）、村内の共助・融和を図っている。さらに元治元年（一八六四）四月、郡方吟味役は亀六に対し、三又村郷備米の蔵元としてその貸付・取立を行うべきこと、たとえ亀六が肝煎を退任しても後任肝煎は蔵元亀六と相談

*秋田県立博物館

して運用すべきことを命じている(三一七—一〇八七「郷備米蔵元被仰付書付」)。

こうした実績からみて亀六は、郡方役人から一定の信頼を得ていたと思われるが、元治元年十二月、郡方から罷免を言い渡された。その原因は、郡方役人が「上様并村方へ対して無念筋ニ茂無是、只御地頭之一条而已」(153)と述べているように、給人後藤小早人との揉め事であった。

罷免に至る事情を「茂木亀六自叙伝」(三一七—一〇二二)によってみると、後藤は三又村で耕地開発を行い、「本田余水ヲ地頭ニ任」せるよう村に要求し、これを亀六が「一村至難ノ許」と拒否すると、後藤は再三亀六を久保田に召喚させ、郡方は「地頭ヨリ再応ノ内談、如何共被成方ナキニ付」亀六を解任した。給人の圧力をうけての罷免であった。その後、慶応二年(一八六六)九月、亀六は肝煎に再任されるが、わずか二ヶ月後、病気を理由に解任を願い出、肝煎役御免となつている(三一七—三〇一五「万代日記帳」)。これもまた、後藤の苦情をうけた郡方が亀六に辞任するよう指示したのであつた(三一七—三〇三〇「諸願書控留」)。郡方は給人の村への不当な圧迫を防ぐべき立場にあつたが、給人の行動を抑えるのは容易ではなく、亀六は「役人ノ力乏敷」と郡方の対応を批判している(「茂木亀六自叙伝」)。本史料ではこうした内情は語られることなく、淡々と罷免の事務処理が記されている。

さて、茂木亀六の履歴について「茂木亀六自叙伝」などにより大略を記すと次のとおりである。亀六は天保八年(一八三七)、雄勝郡川連村の関喜内の四男として生まれ、明治二十二年(一八八九)に没した。父は養蚕振興で有名な関喜内(一七五九—一八三七)の子(二代喜内)で、本史料にみえる「実兄関喜内」は三代目にあたる。嘉永六年(一八五三)、亀六は三又村の茂木八右衛門の婿養子となった。茂木家は万延元年(一八六〇)時点で二十三石余を所持し(三一七—三〇三四「諸願書上帳」)、村内では上層に位置している。その後、安

政四年九月から元治元年十二月まで、慶応二年九月から十一月まで三又村の肝煎を務めた。

明治維新後は、三又村肝煎のほか、東福寺村肝煎兼担、副戸長、戸長、地租改正総代人、救荒事務取扱、県会議員、畜産協議委員、学務委員、雄勝郡繭糸共進会審査係長、地誌編纂取調係附属、秋田県養蚕業巡回教師などを歴任した。

本史料の解説にあつた秋田古文書同好会は、当館の博物館教室「初めての古文書」の受講者により平成二十一年から活動し、平成二十八年度からは秋田県立博物館友の会の一組織として、近世文書の解説を定期的に行っている。本史料の解説を担当したのは同会の石山伸、齋藤忠治、田中理榮子、三井所節子、片庭秀吉、保坂佳子、原田千保子、伊藤正雄、伊藤茂、鎌田幸男、大門丈士、高橋三雄、越後美緒子、高野宏美、柏谷勉の各会員である。解説指導および対校を新堀が担当した。

凡例

- 検索の便のため【】に記事の見出しと通し番号を記した。
- 史料中の用語につき適宜注釈を施し、各記事の後に掲げた。
- 読解の便のため読点を加えた。
- 旧字・異体字や筆者独特の字体は通用の字体に改め、変体仮名の「は」は平仮名に、「より」などの合字は平仮名に、二文字以上の繰り返し記号は「々々」に、合点は傍線にそれぞれ改めた。
- 誤りと思われる字はそのまま記し、傍注の丸括弧内に「ママ」と記すか、正しいと思われる字を記し、疑問が残るものは「カ」と付記した。
- 衍字は右側に「(衍)」、抹消された字は左側に「ㄥ」と記した。
- 欠字は一字あき、平頭は二字あきで示した。
- 判読不能の文字は□で、字数不明の場合は「」で示した。
- 表紙・貼紙は鉤括弧で示し、「(表紙)」などと傍注を付した。

記事一覧

● 安政4年	54 親郷肝煎の任免	108 郷備米板蔵普請
1 茂木亀六役屋へ召喚	55 郡方吟味役阿部小介から小貫東馬へ交代	109 縫殿村舟場賃の申し合わせ
2 茂木亀六肝煎に任命	56 稲庭村養助親郷肝煎就任	110 文蔵・万蔵病死
3 肝煎任命を村方に通知、文書引継	57 米高値につき困窮百姓へ安米払	111 郡奉行らの処罰
4 文書引継書の写	58 高割銀の上納方	112 阿部小介秋田郡男鹿郡方吟味役就任
5 文書引継書の写	59 郡方見回役に茂木松治就任	113 稲庭村親郷肝煎西田屋十吉病死
6 居引高割合	60 六郡御用米上納につき	114 津軽家通行の人馬割割当
7 佐竹佳子字和島伊達家へ婚姻につき	61 湯沢郷宿大和屋義右衛門、二郡追放	115 間渡へ架橋の合力銭
8 佐竹義睦死去	62 実兄関喜内、肝煎役退任	116 郷役・小役銀増歩の触書
9 佐竹義睦死去記帳方につき触書	63 内蔵之助ら柴一件につき役屋へ呼出	117 後藤氏一条につき久保田へ出府
10 佐竹義睦戒名	● 文久元年	118 湯沢林取立役加勢交代
11 佐竹義睦死去慎み方につき触書	64 鍛冶株引き戻し願	119 間渡橋(雄平橋)渡り初め
12 佐竹義堯家督記帳方につき触書	65 鍛冶株引き戻し許可	120 郡奉行回在
13 恩赦につき触書	66 亀六、戸波村肝煎役を臨時取担	121 人差・郷符御用米
14 佐竹義堯夫人同名改称につき触書	67 戸波村にて黒印・御用物披見	● 元治元年
15 五斗米代銀・高割銀・人差御用銀の定	68 27回忌	122 八右衛門病死
16 人差・郷符御用銀の請印帳	69 郡奉行秋山宇吉退任、川井小六就任	123 関喜内年重ね
17 親郷入目高のうち三又村負担分	70 縫殿村舟場で水死人	124 元治改元
● 安政5年	71 三又村火災	125 稲庭村肝煎の任命
18 元日	72 三又村火災につき郡方指示	126 津軽家通行の人馬割割当
19 郷中初立会、郷祈祷	73 文久改元	127 平均検地百ヶ年供養
20 明戸孫右衛門の分地の処理	74 春農助成米拝領	128 久保田外町火災
21 祖父八右衛門ら仙台旅行	75 郡奉行川井小六回在	129 隣家の土蔵普請
22 田地紛争の処理	76 水引一件	130 郡奉行白土右門に代わり信太利兵衛就任
23 売却地の未進の処理	77 治兵衛、郡方目先に任命	131 菅生山境争論
24 慶助出生	78 後藤氏新開一件につき久保田出府	132 境争論につき菅生村源助書状
25 嫁取の跡ふき、増田村火災	79 後藤氏新開一件につき久保田出府	133 製薬所葉払下げ薬代金につき触書
26 離散の八郎右衛門家を帳外処分	80 親郷肝煎平右衛門退役につき回文	134 諒鏡院居所三之丸御殿と称すべき旨触書
27 郡奉行志賀泰蔵死去	81 郡方吟味役小貫東馬・阿部小介担所替	135 佐竹定丸死去
28 雄平2郡郡奉行に秋山宇吉就任	● 文久2年	136 佐竹義堯通行の人馬割割当
29 春農拝借米証文	82 藩主直書条目、村方改革箇条	137 吟味役大貫来吉に代わり太田貞右衛門就任
30 佐竹中務(東家)死去につき触書	83 参勤通行の人馬割割当	138 岩城家下国のため湯沢昼休
31 將軍徳川家定死去につき触書	84 西田屋十吉稲庭村肝煎に就任	139 稲庭村肝煎罷免
32 將軍徳川家定死去につき触書	85 郡方拝借米拝領	140 親郷肝煎仮役任命
33 用水普請場取調覚	86 大館村にて火事	141 親郷蔵元交代
34 盆礼に惣百姓来宅	87 おりう出生	142 津軽家通行の人馬割割当
35 三梨村観音寺にて浴油供	88 川連村肝煎に関喜内任命	143 御用米・二斗銀につき条目
36 質地証文	89 大館村肝煎交代	144 御用米銀賦課につき郡奉行令達
37 御備米返上米・春農助成米等につき触書	90 八面村肝煎交代	145 三又村分の御用米
38 亀六子敬助病死	91 東福寺村肝煎交代	146 蛭子社家男鹿勤番のため割当米
● 安政6年	92 平均塚へ家普請	147 五斗米納付方法
39 郡方吟味役石川清八退任、阿部小介就任	93 覚王寺夜踊差し止め	148 諸上納物・小役銀両替相場
40 角助養老執行	94 雨池普請	149 佐竹義堯少将昇進
41 後藤小早人開田の検地	95 岩崎村郷騒の過料	150 戸波村山一条につき役屋へ出頭
42 竿洗い祝儀	96 麻疹流行	151 山況見分
43 俵印	● 文久3年	152 大雨、初雪、柴灯
44 縫殿村橋費用の各村割付高	97 吟味役阿部小介転役、大貫来吉就任	153 亀六肝煎罷免
● 万延元年	98 阿部小介叙付・袴拝領	154 亀六肝煎退任につき村内対処
45 稲庭村親郷肝煎吉左衛門病死	99 佐竹義堯上洛	155 引渡文書
46 豊治出生	100 佐竹義堯娘下国のため湯沢駅止宿	156 退任を郷中一統へ通知
47 春農拝借米	101 義兵衛孫、筆役女房病死	157 亀六御叱解除の通達
48 高久建蔵・石井久太夫退任、大野兵衛就任	102 諒鏡院下国のため院内止宿	● 慶応元年
49 稲庭村肝煎らの悪言張札、肝煎罷免	103 後藤氏一件につき久保田出府	158 三又村肝煎、親郷担となる
50 湯沢木山方芳賀小八郎退任	104 佐竹義堯下国	
51 万延改元	105 佐竹義堯下国につき触書	
52 郷中改革	106 郡奉行川井小六退任、白土右門就任	
53 おみな自殺	107 郷無尽の初会	

二 翻刻

(表紙)

「」年

万代日記帳

「」吉日

「」年ヨリ元治元「」迄テ「」

(扉)

「」文久三年

万代日記帳

亥七月吉日改

「」安政四巳年より始リ 三又村肝煎亀六「」

【 1 茂木亀六役屋へ召喚 安政四・九・一九】

覚

一、安政四巳年九月廿日朝、湯沢御役屋より御用状相達候、御文面左之通り

其村八右衛門子供亀六、被仰付候御用有之候間、長百姓同道明早朝御役屋江可被相越候、以上

巳九月十九日

石川清八⁽¹⁾

三又村肝煎殿

(1) 郡方吟味役(記事2)。

【 2 茂木亀六肝煎に任命 安政四・九・二〇】

一、九月廿日朝、当村長百姓重蔵同道、湯沢郷宿大和や義右衛門宅へ罷出候所、御居引⁽¹⁾米被仰渡御用ニ而稲庭村寄郷肝煎無残御出張、当村より長百姓伊兵衛参り居候ニ付御役屋へ同道仕候、尤親郷肝煎喜一郎殿、亀六、重蔵、伊兵衛右四人御役屋へ罷出、御扱⁽²⁾石川清八様へ御見舞奉申上候所、御扱様より被仰出候ハ、亀六事此度三又村肝煎役被仰付候と申御意ニ御座候故、其節私奉申上候ハ、万事不行届之者と云、殊ニ不人氣⁽³⁾之村方之様ニ茂被見請候間、真平御容捨被成下度奉願上候所、親郷喜一郎殿も御添心色々申訳仕候得共、御聞上無是、御請仕候、御礼左之通

覚

一、真綿百目 郡奉行

外ニ酒五升 志賀泰蔵様

同いか巻さし

✕

一、キ酒五升 郡方吟味役

外ニ上切煙艸五斤 石川清八様

同いか巻さし

✕

一、キ酒貳升 同見回役

外ニ上切三斤 阿部小助様

同いか巻さし

✕

一、キ酒貳升 御役や卯時⁽⁴⁾

五兵衛

治助

同下卯時

一、五十文 善兵衛

湯沢町肝煎

一、百文 後藤伊八殿

同

一、百文 木村伊四郎殿

稲庭村親郷肝煎

一、キ酒式升 佐藤吉左衛門殿

同

一、同式升 阿部喜一郎殿

×

(1) 居引(いびき) 大まかな調査で年貢減免を定めること。

(2) 御扱 郡方吟味役のこと。

(3) 人氣(じんき) 氣風、人々の気配。

(4) 卯時(ぼうじ) 炊事などに従事する雑用夫。

【3 肝煎任命を村方に通知、文書引継 安政四・九・二一】

一、同廿一日組頭衆にて小百姓へ、亀六肝煎役被仰付候趣申渡候、尤同日先役平助方より 御黒印御用物共請取候ニ付、立会仕候人別左之通り

長百姓

同

同

同

重藏

庄三郎

理右衛門

伊兵衛

指上り百姓(1)

同

同

同

七郎兵衛

吉郎兵衛

孫右衛門

十兵衛

筆役(2)

小走り(3)

先役

善太郎

運藏

平助

合拾耆人

(1) 指上り百姓 差上り百姓とも記し、長百姓と共に寄合や村方文書の引継など村政事項に關与する(記事3・6・19・67・92・127・154・155)。安政六年の郡方への上申で三又村の家数七十軒のうち肝煎・長百姓五軒、「差上り御百姓より中御百姓迄」十七軒、下百姓十五軒、極窮百姓三十九軒と報告しており(茂木久栄家資料三〇三四「諸願書上帳」、村内で上位に位置する

百姓。

(2) 筆役 主に筆記を担う村役人。

(3) 小走り 連絡事務等の雑用を担う村役人。「小走兵右衛門を以、郷中一統へ肝煎御免之趣申触」(記事156)。

【4 文書引継書の写 (文化一五)】

文化十五年

御黒印御本帳諸書付品々箱入渡帳

寅四月十七日

一、御黒印 箱入ニ而耆通り

一、御本帳式冊 箱入風呂敷包

一、開御本帳三冊 袋入ニ而

一、式番御帳 式冊御本帳之写

一、百姓名寄帳 上中下三冊

一、新暇馬道申請帳 耆冊

一、貞享年中被仰渡書 式通り

但し内耆通りハ宝永年中之分

一、御平均被仰渡御ケ条書 耆通り

一、挖鉢合印木札 耆枚

一、菅生山鎌伐鋸(1) 伐品々書物 耆包

一、東福寺村水野目山書付 耆通り

一、猿半内村山絵図 耆枚

一、御平均縫殿村郷境書付 耆通り

一、同大倉村郷境右同断 惣郷境とも

一、東福寺山馬の飼ニ苗代刈ちき

一、公用銀書付 耆通り

一、水野谷八郎左衛門様より御目論見書 耆通り

一、御用木御差紙 耆通り

御引上ニ成ル

- 一、御打直御竿始終覚書帳 壹通り
- 一、新御帳尻高書抜帳 壹通り
- 一、御打直芳々より御検使様方江指上候諸書付写帳
- 一、御合判品々小箱入 壹通り
- 一、東福寺関根絵図 壹包
- 一、村絵図 式通り
- 一、御巡見様術道造前道丁場覚帳 壹冊
- 一、切支丹御調帳 壹通り 古帳捨り、代り新帳遣ス
- 一、加判帳 四通り
- 一、上り知御蔵御配当 壹通り
- 一、御竿当前人別 壹通り
- 一、御打直万覚帳 壹冊
- 一、引酒焼印 壹枚
- 一、杉御調帳 壹冊
- 一、立紙帳 拾冊
- 一、御答書 壹袋
- 一、御寺判 壹ッ
- 一、座頭判 壹ッ
- 一、御收納上納記録横帳 壹冊

合三拾七筆

右之通り御立会ニ而改メ置相渡申所相違無御座候、以上

勘太郎判

文化十五年

寅四月十七日

肝煎八右衛門殿

惣長衆中

(1) 鉈(なた)の意か。三又村では入会山の規定に鎌のみ持ち鉈を持ち込まないとの約定があった。

【5 文書引継書の写 (安政三)】

半紙縦帳

- 一、御地頭名寄帳 式冊
- 文政五年御米 相濟候分
- 一、拝借証文 壹冊
- 一、御毛見帳品々 壹袋
- 文政七申年
- 一、後藤小早人様御ケ条書 壹冊
- 天保十二五年・嘉永二酉年分
- 一、出高御帳 式冊
- 文政九戌
- 一、御撫育被仰渡御写 壹冊
- 一、天保十三寅十二月被仰渡書 壹冊
- 一、被仰渡文政十一より 七冊
- 天保七年
- 一、御直筆被仰渡書写 壹冊
- 一、出高御帳丑寅申写帳 壹冊
- 一、菅生山絵図 壹枚
- 捨り高
- 一、御張紙高書上帳 三冊
- 御高調
- 一、御高人馬品々書上帳 壹冊
- 一、一郷末々定書ケ条 壹冊
- 一、御平均後出目減目写立帳 壹冊
- 但し肝煎伊勢松自分認之分
- 一、加判帳 三冊
- 一、当高帳 壹冊
- 一、組当高横帳 壹冊
- 一、月わり帳 壹冊

一、新山堂寄進帳 壹冊

一、御調帳出入帳寺帳共 六冊

一、郷夫帳 壹冊

一、馬御調帳寅卯兩年分 袋入

一、御用記 壹冊

一、出産書上帳 壹冊

一、休高引継控 壹冊

一、熊野山御初尾帳 壹冊

一、内宮様御初尾帳 壹冊

一、太神宮様御初尾帳 壹冊

一、明戸川原地焼願書 壹冊

一、御回文帳 壹冊

一、御分附御帳 貳冊

一、村々郷境書附 壹丸き⁽¹⁾

重筆也

合

右之通り御立会ニ而相渡申候、已上

安政三年 吉郎兵衛判

辰五月五日

肝煎金治殿

長衆中

右之通りの書付ニ而、直ニ安政四巳九月廿一日、請取渡相済申候、尤右之通りの品請取候書付差出候、平助方へ

(1) まるき||束ねたものを数える単位(日本国語大辞典)。

【6 居引高割合 安政四・九・二五】

一、同廿五日御居引高割合、長百姓・差上り百姓迄立会之上、左之通

り

願高式百四拾石 三又村

此御引高五拾七石也

下々 下々 四分

上田 下々 下々 四分四

下々 下々 下々 四分九

下々 下々 三分四

下田 下々 下々 三分六

下々 下々 下々 三分八

半立 八分

御毛見貫引高壹石ニ付三百文宛也

半立 八分

【7 佐竹佳子宇和島伊達家へ婚姻につき触書 安政四・一】

覚

旧臘十六日就吉辰、御姫様御事、伊達遠江守様御嫡子大膳大夫様へ御引越⁽¹⁾、御婚礼無御滞被為濟候段、今盤参着の御飛脚申来候間、此旨被仰知候、右為御歡当十五日五ツ時御広間へ御帳被差出候間、近進並以上之面々、麻上下着用登城、御帳ニ付退出可有之候右之趣支配処村々へ可申触候、已上⁽²⁾

(1) このとき佐竹義厚の娘佳子、伊予宇和島藩主伊達宗徳に継室として入嫁(新編佐竹氏系図)。

(2) 以上、安政四年一月の法令(秋田藩町触集下)。

【8 佐竹義睦死去 安政四・七】

覚

屋形様御養生不被為相叶、只今被遊御逝去⁽¹⁾、無是非御事ニ候、

御実子無御座候ニ付、御跡目之義ハ 左近将監⁽²⁾様仮御養子御願、御下国前御^(見)身被仰達被差置候間、御存命之内右願中安内蔵今日被差登候間、可被存其旨事

一、殉死之義は先年より難^(難)為御停止、尚以御禁制之旨堅可被相守事
一、此節之義ニ候条、御家中之面々万端別而穩便に致し、私之意趣ヲ以争論等ニ不相及様可被相慎事

(1) 秋田藩主佐竹義睦(よしちか)は安政四年七月十日久保田城で死去、十九歳。

実は七月一日死去(新編佐竹氏系図)。

(2) 老岐守家の嗣子義核(よしさね、のちの義堯)。

【 9 佐竹義睦死去記帳方につき触書 安政四・七 】

覚

屋形様被遊御逝去候ニ付、為御機嫌窺、明三日八ツ時大広間へ御帳被差出候ニ付、近進並以上之面々麻上下着用御帳ニ付退出可有之候、鳴物普請被停止候、日限之義ハ追々被仰渡候、市町は常之道橋田地関筋普請等は御構無是候間、常之通り可致候、魚獵之義ハ当日より被停止候、同五日より御免被成候、諸職人細工右同様なるへき候、触壳之義ハ久保田在々共侍町停止被仰付候

右之趣支配処村々へ可被申渡候、已上

七月

(半丁余白)

【 10 佐竹義睦戒名 安政四・七 】

屋形様御戒名 安政四丁巳年

憲諒院殿文嶽仁恭太居士

七月十日

御先祖より三拾四代目ニ成ル

【 11 佐竹義睦死去慎み方につき触書 安政四・八・一四 】

覚

一、武芸稽古 一、諸士月代剃之事

一、侍町魚類触壳之事

一、致掛普請 右ハ渡世・家業之指支、三橋向^(道)は其支配吟味之上可申立候事

右五ヶ条八月廿三日より被成御免候

一、新規普請、右ハ九月十八日より被成御免候

一、鳴物、右は十月十三日より被成御免候

右之趣支配処村々へ可被申渡候、以上

巳八月十四日

片岡源三郎⁽¹⁾

(1) 郡方見回役(記事75)。

【 12 佐竹義堯家督記帳方につき触書 安政四・九 】

一、屋形様益御機嫌能被成御座、且ツ当月十四日御老中御連名之御奉書御^(至)来、翌十五日御登城、御家督御礼御首尾能被仰上、万端無御滞被為濟候段、同日江戸出足御飛脚申来候間、此旨被仰知候

一、右御歎且先頃 御遺領無御相違被仰蒙候為御歎、当月廿六日五ツ時大広間被差出候間、近進並以上之面々麻上下着用登城御帳ニ付退出可有是候

一、以前は御遺領無御相違被仰蒙候為御歎、江戸表へ御家中惣代被差登候得共、此節ニ候条、此度は御免被成下候^(申)旨、被仰知候

右之趣支配処村々江可被申渡候、以上

九月

【 13 恩赦につき触書 安政四・九 】

覚

一、先頃御遺領無御相違被仰蒙候ニ付、重キ赦御執行被成、死罪之者

ヲ始メ御勘当之面々、格外ニ被相宥候、右之思召ニ躰し家人之面々科申付候者共、家政ニ不指障分ハ、可成丈赦免可致事

右之趣支配処村々へ可被申渡候、以上
巳九月

【14 佐竹義堯夫人同名改称につき触書 安政四・一〇】

覚

奥方様⁽¹⁾先月廿七日被遊御引移、於御当日可奉称 御前様之旨、從江戸表被仰出候間、此旨被仰知候、且ツ御名於増銘^{マシナ}さまと被遊御唱候間、同文字同唱の名可被相改候
右之趣支配処村々へ可被申渡候、已上

巳十月

(1) 佐竹義堯の継室増銘。久居藩主藤堂高聴の娘、嘉永五年来嫁、安政六年没(新編佐竹氏系図)。義堯の遺領相続に伴い、このとき秋田藩下屋敷から上屋敷に移った(秋田藩町触集下)。

【15 五斗米代銀・高割銀・人差御用銀の定 安政四】

覚

一、当五斗米代銀⁽¹⁾ 仮御直段、五拾八匁ニ被仰渡候事

一、御高割銀、当高壱石ニ付式匁宛被仰渡候事

但し内壱匁、当巳十二月上納分

同壱匁 来午四月上納分

一、銀式百五拾貫目

右は久保田・湊相除、御領中人指⁽²⁾ 御用銀被仰渡候分、追而

御割合被仰付候事

(1) 五斗米ニ夫役を米納化したもので、代銀で納めることもあり、その米銀換算率は年により上下した(秋田県史二、同三)。

(2) 人指ニ村単位で賦課する郷符に対し、負担者を指定して米銀などを賦課する方式のこと。記事16・145参照。人差・仁差とも書く。

【16 人差・郷符御用銀の請印帳 安政四・一二】

人指・郷符御用銀割合左之通り

人差

一、保銀三拾目

七郎兵衛

一、同銀百目

郷符分

郷符わり合左之通り

一、拾七匁

八右衛門

一、拾五匁

吉郎兵衛

一、拾五匁

平助

一、九匁

孫右衛門

一、六匁

十兵衛

一、五匁

正之助

一、四匁五分

吉左衛門

一、四匁五分

角助

一、三匁

重蔵

一、三匁

与助

一、三匁

五郎兵衛

一、三匁

伊兵衛

一、三匁

喜助

一、式匁

市太郎

一、壱匁五分

清右衛門

一、壱匁五分

平右衛門

一、壱匁五分

理右衛門

一、壱匁五分

喜太郎

一、壱匁

新右衛門

合百目

右之通り割合仕候所相違無御座候、仍之請印帳奉差上候、已上

安政四年

三又村

巳十二月

肝煎 亀六

同村長百姓

重蔵

石川清八殿⁽¹⁾

(1) 郡方吟味役(記事2)。

【17 親郷入目高のうち三又村負担分 覚】

覚

一、正錢四百九貫六百九拾壱文

右ハ当巳歳親郷入目惣メ高之内、式百四貫七百九十三文割付分引残り分五斗米改高六千九百五拾四石三斗九升八合ニわ

り、^(十)六石ニ付式百九十四文四分九宛
一、拾三貫六百六拾三文 三又村

(半丁余白)

安政五年日記

【 18 元日 安政五・一・一 】

一、正月元日早朝、御産神様・白山様・二月堂・明神様・秋葉様⁽¹⁾、
其外御産神様末社無残参詣仕候、右畢而郷中惣百姓共歳始ニ参り申
候、酒を吞せ遣候、手元義は吉祥寺⁽²⁾様・覚王寺⁽³⁾様へ五十文宛包、
御年始ニ罷出候

(1) 産神は鎮守三宝荒神社か。白山は明治十年代の絵図で字白幡に白山神社が
みえる(茂木久栄家資料六〇〇四)。秋葉堂は吉祥寺境内にあった。

(2) 吉祥寺(きちじょうじ) 現湯沢市稲川町三又に現存、曹洞宗。

(3) 覚王寺 三宝荒神社の別当。修験。明治三年廃寺。

【 19 郷中初立会、郷祈祷 安政五・一・九 】

一、正月九日、先例之通り郷中初立会ニ而、肝煎・長百姓・指上り寄合、
相談仕候、尤覚王寺・常楽院郷祈祷御初尾とし而白米壺升五十文宛
差出候事

【 20 明戸孫右衛門の分地の処理 安政五・三・二 】

一、三月二日、明戸⁽¹⁾孫右衛門願出ニ付、分地末吉へ屋鋪島とも呉
候分、御見分之上御仕分被下度趣故、肝煎亀六・長百姓伊兵衛・筆
役善治罷出、見分之上、孫右衛門持屋敷之内清四郎屋敷と申所、四
ヶ壺本家孫右衛門所持、四ヶ三之所分地末吉ニ具置申候而済
(1) 三又村の枝郷。史料上、阿久土、悪土と表記されることもある。

【 21 祖父八右衛門ら仙台旅行 安政五・三・六 】
一、三月六日、祖父八右衛門、并ニ飯田村権兵衛方へ嫁ニ具置候おつ
る、誓忠二、右三人仙台金剛田の山之神様へ参詣ニ出立仕候事

【 22 田地紛争の処理 安政五・三・七 】

一、三月七日、戸波村甚助、縫殿村新左衛門、掛り合之御田地一条、
式三年已前より大勞煩ニ相成、御詰合片岡鞆負様御取扱ヲ以取片付
ニ罷成申候、尤下地新左衛門方ニ而甚助へ相渡置候御田地千刈⁽¹⁾
返証文⁽²⁾之事ニ御座候、書付ニ茂無是生キ証文の事故、無残甚助
より為返可申様茂無之ニ付、千刈之内式百刈、新左衛門困窮故無案
堵ニ而具置可申、外ニ百刈は案堵金⁽³⁾三兩可差出様共被仰合、双
方御請奉申上候ニ付、右田地仕方方私し被仰付候ニ付、筆役善二同
道、千刈ニ罷出、実地見分之上、千刈之内北之方三百刈、但し水末也、
是ヲ新左衛門分致し、南の方七百刈水口、是ヲ甚助分ニ仕候、尤甚
助親子并新左衛門共立会之上、境居置、双方違乱無之済

(1) 刈は束刈(そくかり)ともいい、稲の收穫量の概数。阿仁地方では一刈 一束 一〇把。田積推算の単位としても用いられ、一反歩一〇〇刈を標準

とする(北秋田歴史用語解説、秋田県史近世編上)。

(2) 返証文(かえりしょうもん) 期日までに約定の金銭を支払えば渡した物
件を取り戻せる旨をうたった証文(日本国語大辞典)。

(3) 案堵金 所持地を売渡・質入れするとき受け取る代金(秋田県史三)。

【 23 売却地の未進の処理 安政五・三 】

一、三月十一日平元長左衛門様、大倉村養介方へ御回在被成置、東福
寺村肝煎三郎兵衛、亀六、川連村高橋利兵衛共御才足ニ付罷出候所、
御用向之義ハ御田地稲七百拾速刈^(金)三又村八郎右衛門方ニ而利兵衛へ
相渡置候由、右御田地ニ付正五貫文八郎右衛門不納有之趣ニ付迷惑
形養助申出候故、当時高師利兵衛方ニ而立替上納可被致、尤元案堵
錢同様田地請返之節為相渡可申候、其節証札江肝煎三郎兵衛・亀六

加印茂為致候段、利兵衛手代本吉と申者ニ被仰含ニ御座候、私共へ
茂加印致呉候様御申ニ付、御請仕候証文左之通り

証文之事

一、正錢五貫五百八十文 地分ニ而、辰歳小役銀并小間物代不納
右ハ三又村八郎右衛門其方へ相渡申田
元利ノ高

右錢不納之義ハ、八郎右衛門より其許へ永代地証文ニ而相渡候御田
地、同人右御高借請守格仕居候故、辰年前書之通不納ニ相成候得共、
八郎右衛門当処ニ居不申ニ付、平元長左衛門様御取扱を以、両村肝
煎相談之上、此度其許より右不納上納為致候所相違無御座候、尤右
錢利足分ニ米壹斗五升宛、作子⁽¹⁾之方より為相済可申候、若御収
納掛り高ニ相成、右利足米無是候節ハ、田地請返し之節月壹歩式之
利足を加へ、元案堵錢同様為相渡可申候、且ツ八郎右衛門歸村之上、
右不納錢ニ付若勞煩筋有之候ハ、両村肝煎・長百姓急度取捌、其
方へ少し茂迷惑掛置申間鋪候、為其両村肝煎・長百姓連印ヲ以一札
相渡置申候、以上

三又村

肝煎 亀六

大倉村

肝煎 三郎兵衛

同村長百姓 弥左衛門

” ” 吉藏

” ” 多三右衛門

安政五年

午三月十四日

川連村

高橋利兵衛殿

(1) 作子ニ小作人。

【24 慶助出生 安政二・一〇・一九】
覚

一、去安政二卯歳十月十九日夜五ツ時慶助出生仕候、佐々元貞⁽¹⁾様、
明戸の清右衛門姑頼、并親類三之助姑共取揚申候、誠ニ安産大慶仕
候、同月廿五日、七日目枕引祝⁽²⁾、人別佐々元貞様、川連村関字内母、
親類平助・三之助・長之助・万之助・藤四郎、合七人
御祝義指出候分左之通

一、五百文 佐々元貞様

一、五百文 清右衛門姑

一、百文 三之助姑

(1) 茂木亀六は三又村茂木家に養子に入つて以後、同村で医業を営む佐々小庫
のもとで修学している(茂木久栄家資料八〇二二「茂木亀六自叙伝」)。

(2) 枕引祝ニ七夜のお祝い、お七夜。

【25 嫁取の跡ふき、増田村火災 安政二・一〇・二五】

一、同日善左衛門姫取之跡ふき⁽¹⁾ニ而餅振舞ニ参居候所、増田村之
内四ツ屋辺大火事ニ御座候、但し昼中ニ候

(1) 跡(あと) ふきニ冠婚葬祭などの後に催す内輪の打ち上げ。

【26 離散の八郎右衛門家を帳外処分 安政五・三】

乍恐以口上書奉願上候

一、私共親類八郎右衛門⁽¹⁾事、近年家内中死絶同様ニ相成、老母喪
人ニ罷成、仍而川連村重右衛門弟才助と申者養子ニ貫請罷有申候、
其後去々辰年川連村御組代用ニ付出府仕候而、長々帰宅不仕候ニ付、
親類共跡々の義諸事迷惑仕候、既ニ百日余茂久保田ニ居候而帰宅仕
候所、莫太之高金を費し、就而は八郎右衛門所持田地ハ不申及、歟
延田地山畠共無残、其上家土蔵屋敷家財諸道具共売払ニ相成候事故、
八郎右衛門引潰れ之事ハ時節⁽²⁾至来ニ而無抛仕合とハ乍申、余人之潰

れとは相違仕、法倒無^放来^親之致方之当人ニ候得は、末々親類へ如何成迷惑等相掛り候や茂難斗、仍而親類共去夏中相談之上、義絶仕候事ニ致し、其形村方肝煎殿へ申上候所、親郷江御内々御伺申上候と申事ニ候得共、是以耽与取極りと申事ニ茂無是打過罷有申候、其後八郎右衛門川連村実家へ引取候ものや、何国へ参候や、親類村方杯へ茂一円無沙汰ニ候而、行衛相知れ不申、最早御郷中御調^二内帳ニ茂相成可申候得共、当人家茂屋敷も無是、村方ニ老人も居不申候事故、無抛奉願上候、御時節柄奉願申上候茂重畳恐入奉存候得共、御郷中之御憐愍ヲ以、私共へ末々勞煩等無是様御取扱被成下度、幾重ニ茂奉願上候、已上

親類 八右衛門

安政五年

午三月十五日

三又村肝煎

亀六殿

并長百姓衆中

平助

三之助

長之助

万之助

右之通り願出ニ付、長百姓立会相談之上、御調帳相外し候事ニ相成、差出候願書左之通り

乍恐口上書ヲ以奉願上候

一、当村八郎右衛門事、去ル辰秋中所持田地ハ不申及、家土蔵屋舗家財共無残売払、同人家内之者村方へハ老人茂居不申、何国へ参候や行衛耽与相知れ不申候、最早御調内帳取極メ不仕候^三候得は不相成時節ニ相成候得共、当人義如何仕候而可然や、御伺奉申上候、御時節柄奉願上候茂重畳恐入奉存候得共、親類共より申出ニ付、無抛奉願上候間、何卒御隣^四愍ヲ以郷中并親類共へ茂末々勞煩等無是様、御取扱被成下度幾重ニも奉願上候、以上

三又村 肝煎 亀六

安政五年

午三月十八日

同村 長百姓 十歳

” ” 正三郎

” ” 理右衛門

” ” 伊兵衛

稻庭村

親郷肝煎殿

右之通親郷吉左衛門殿へ願申上候所、御扱石川清八様へ御伺之上、帳外ニ可致御差図被仰付、当御調より帳外ニ致候事

(1) 記事23に八郎右衛門の名がみえる。

(2) ここでは宗門改のこと。

【27 郡奉行志賀泰蔵死去、信田理兵衛が二郡担当

安政五・三・一六】

回章を以申達候、然者志賀泰蔵様御養生無御叶、当月十一日御病死被成置候ニ付、雄平兩郡御取担信田理兵衛様被仰蒙候段被仰知候一、此度湯沢より三親郷^一御与合ヲ以、前書兩様御吉凶御見舞為差登候、此段とも御心得可被成候、以上

午三月十六日

親郷

寄郷村々肝煎殿

肝煎

(1) 郡方の管内の三つの親郷の意か。なお寛政六年時点で三又村を含む代官

長崎四郎兵衛の管轄区三十八ヶ村では、猿半内・稻庭・横堀村が親郷(秋

田県史資料近世編上)。

【28 雄平二郡奉行に秋山宇吉就任】

覚

一、志賀泰蔵様代秋山宇吉様、雄平兩郡郡奉行被仰蒙、六月四日湯沢御役屋へ御引移被成置、五日稻庭村寄郷一統御見舞申上候事

一、上切煙艸 五斤 秋山宇吉様

一、同 三斤 石川清八様

一、同 式斤 菊地弥一郎様⁽¹⁾
(1) 郡方見回役(湯沢市史)。

【29 春農拝借米証文 安政五・六・六】

春農拝借分困窮ものニ貸付分

御米拝借証文之事

一、御米拾五石也

右之通り志割御利足付を以、慥ニ拝借仕候所実正也、御返上之義ハ
当十二月十五日限、元利共急度御返上可奉申上候、仍之証文如件

安政五年

午六月六日

三又村 肝煎 亀六
同村 長百姓 十蔵

石川清八殿

【30 佐竹中務(東家)死去につき触書 安政五・六・二七】

覚

御東様之事

一、佐竹中務当月廿三日夜致病死候ニ付、屋形様当七月六日迄御忌之
積りニ候間、此旨被仰知候、仍之同日より来月六日迄鳴物被停止候
一、諸土月代・致掛候普請は御構無是候、右ニ付為伺御機嫌、来月三
日五ツ時大広間へ御帳被差出候間、近進並以上之面々登城御帳ニ付、
退出可有之候

右之趣支配処村々江可申渡候、以上

六月廿七日

【31 將軍徳川家定死去につき触書 安政五・八】

覚

一、公方様当月八日薨御之段御飛脚へ申来候、鳴物諸普請被停止候、
右ニ付御家中之面々、月代追而御左右有之候迄剃申間敷候

一、朔望御礼之義ハ追而被仰渡候

一、武芸之義ハ追而被仰渡候迄被停止候
一、此節之義ニ候間、火の本要心入念可申付候、尚下々江至迄諸事相
慎候様急度可被申渡候

右之趣支配処村々江可被申渡候、以上

午八月

【32 將軍徳川家定死去につき触書 安政五・八】

郡奉行

公方様薨御ニ付武芸諸普請追而被仰渡候迄被停止候所、当月廿九日
より御構無是候

右之趣支配処村々へ可被申渡候、以上

八月

【33 用水普請場取調覚】

当村七右衛門開関⁽¹⁾ 普請場取調覚

一、末水より鼠立突留切 三又村自分手入

一、突留より三左衛門関入口迄 三又・八面両村手入

一、三左衛門関口より平城橋迄 三又・川連・八面三ヶ村手入

一、平城橋より稲庭朝月下迄 三又・三梨・川連・大立・
八面五ヶ村手入

一、七右衛門関八面より東福寺への橋 三又村ニ而掛候分

右関刈合式万七百五拾八速刈⁽²⁾ 関見米⁽³⁾ 六俵也

(1) 稲庭・三梨・大館・川連・八面村が使用していた五ヶ村堰を、元禄八年

(二六九五) に三又村肝煎七右衛門が同村まで延長した用水。彼の名をとり

川連村平城より北を七右衛門堰と称した(稲庭町史)。

(2) 関見米Ⅱ堰守の給米。万延元年(一八六〇)の三又村の村法で七右衛門堰
の堰守の給米は六俵。

当村作右衛門関⁽¹⁾ 普請場取調覚

一、湯名川⁽²⁾より八面村墓ノ後迄 三又村自分手入

一、墓後より中久保上橋間迄 八面・三又兩村手入

一、中久保上より入口大館下大川迄 八面・三又・川連三ヶ村手入

一、作右衛門関八面村より西川連への通路橋 三又村ニ而掛候分

右関刈合式万三千百六拾八速刈^(実)

(1) 延宝六年(一六七八)に三又村の作右衛門が、川連村久保川原から八面村を経て三又村の高村・五輪羽場等に分流した用水。

(2) 三又村北端を流れる川。湯奈川。

当村前田面本田関普請所取調覚

一、水元東福寺両滝沢⁽¹⁾之水七右衛門ニ入、八面村境より大門村へ
通路道端関筋品々、三又村自分手入

右関掛合七千五百八拾五速刈^(実)

(1) 両滝沢||大滝沢川と小滝沢川。

当村北田本田関普請場取調覚

一、水元東福寺村両滝沢之水也、但し入水関・中関・大北田関右三筋、
末水ハ湯名川迄、三又村自分手入

右関掛刈合老万四千五百拾三速刈^(実)

後藤小早人様御忠進関

当村之内明戸開関普請所覚

一、水元大門村古川尻より明戸川原開所迄、三又手入分
右開掛合七千七百六拾八束刈

惣合

【34 盆礼に惣百姓来宅 安政五・七・一五】

一、七月十五日先例之通り盆礼定日ニ付、御百姓共無残此方江礼ニ参
り申候、尤大風ニ而門口の大豆柿かへされ申候事

【35 三梨村観音寺にて浴油供 安政五・八・一〇】

一、八月十日より十六日迄一七日、三梨村観音寺様ニ而久保田東清寺
⁽¹⁾様御出、浴油供⁽²⁾御祈祷有之、当村肝煎長百姓へ茂御使有之ニ付、
肝煎亀六御参詣ニ罷出申候事

(1) 東清寺||金砂神社別当、維新後廢寺。

(2) 浴油供(よくゆく) || 歎喜天像に油を注ぎ諸種の祈願を行う。

【36 質地証文 安政二・一二】

覚

一、此度要用ニ付元符人宗右衛門田地式百四拾刈、其村方三重郎方へ
向七ヶ歳貸地ニ相渡申候、右田地七ヶ年打過他渡等仕候節ハ、貴家
様へ相渡可申候、為後日長衆御加判を以、一札如斯ニ御座候、以上

安政二年 三又村 八右衛門

卯十二月 大くら村

大くら村 長百姓 吉蔵

宗右衛門殿 ” ” 弥左衛門

” ” 多三右衛門

【37 御備米返上米・春農助成米等につき触書 安政五・九】

覚

一、御備米返上米共、以来五升六ツ入⁽¹⁾ニ而、以立繩掛中俵入上米
ニ而、村々直納可致、願入等不相成候事

一、惣而上納物遠滞⁽²⁾ニ不相成候様、嚴重諍立可申事

一、春農御助成米之義ハ困窮之御百姓ニ限り御取扱被下候所、高割・
家割等ヲ以配分致候村方も有之趣相聞得、不濟事ニ候、右之仕向ニ
候得は、貧福ニ不拘次第ニ而、不狩⁽³⁾之取調ニ候間、向後急度相改可
申事

但し村々肝煎御百姓の困窮形及吟味、以来御助成米拝領ニ相成候

人別名前書付ニ致し可被差出候、高割・家わり等相禁候上は、却而御助成米是迄より自然滅石ニ可相成候

一、御助成米配分形之不狩より考合候得共、拝借米之仕来茂如何取調候事ニ可有之や、是又以来拝借米の人別名前書付可被差出候事

右之趣村々江可被申渡候、以上

午九月

(一)五升六ッ入一俵を五升枡で六つ、つまり三斗を入れる意か。

【38 亀六子敬助病死 安政五・一二・六】

一、安政五年十二月六日、亀六子供敬助行年四歳ニ而病死仕候、尤瘡瘡へ虫を発候

戒名 但し葬式役付別帳有り

雪岸林庭童子

竜泉寺様

吉祥寺様

御布施六百文

但し老人三百文宛

(半丁余白)

安政六未年分

【39 郡方吟味役石川清八退任、阿部小介就任 安政六・四・一七】

安政六・四・一七

回章を以申達候、然ハ石川清八様当四月十一日御役御免、同十三日跡御役阿部小介様被仰蒙候由、未々表方不被仰知候得共、新御扱様へ恐悦湯沢町より被差登候趣相聞得候ニ付、一ト通り為御知仕候、当寄郷取纏恐悦之義ハ、同役喜一郎相勤罷歸り可申候段、久府より申来候故、此度恐悦飛脚差控申候、右旁可申達、如斯ニ御座候、以上

未四月十七日

稲庭村

肝煎

【40 角助養老執行 安政六・七】

乍恐書付を以奉申上候

一、年齢九拾壹歳

家内頭 角助

右之者今歳九拾壹歳ニ罷成候ニ相違無御座候、依是取調書上奉差上候、以上

安政六年

三又村

未七月

肝煎 亀六

同村

長百姓 十歳

阿部小介殿

右之通り書上仕候所、御詰合渡辺鉄五郎様より肝煎亀六・角助同道、御役屋へ御才足ニ付罷出候所、青銅壹貫文御書付被相添角助へ拝領被仰付候、則御礼酒式升差上、御見舞相濟、帰宅仕候、御書付左之通り今盤於御学館ニ養老御執行、老人を厚く御いたはり被成候義ハ、畢竟若き輩へ老人ヲ大切ニ致候様ニとの思召ニ候間、子孫の者身持よろしく親類相睦、尤家事取締、父祖之案堵致候様ニ可相心掛候、又老人も家内和合し子孫の者農業相励ミ、上の御法度を守り、其身の分限を知つて奢を制し、一郷和順致候等の事申教、此御諭之趣家内之者共へ常々能可申諭者也

【41 後藤小早人開田の検地 安政六・一一】

安政六未年明戸川原後藤小早人様御注進開并御竿覚

一、十一月五日御検地役岩屋寛兵衛様、豊田理左衛門様、岩屋久治様、并御足輕鈴木源四郎様、浅沼庸兵衛様、卯時三治都合六人、同日三梨村より御引移り被成置、御宿高村(一)吉郎兵衛宅ニ御座候、同日昼過より御竿打始メ、肝煎亀六御先立申上候、後藤泰蔵様も御出張

被成置候、外ニ久府より御足輕者人、是ハ料理人ナリ、八日迄ニ御竿御打仕舞被成置、九日御竿洗之御祝義仕、并諸勘定等も仕、十一月十日浅舞村御役屋迄御引移被成置候、御見送り肝煎亀六、筆役孝作、岩松、右三人郷境迄罷出候、長百姓理右衛門・伊兵衛外ニ捨松ハ縫殿村川原迄罷出、御機嫌能御出立被成置候、右之時村方より之進物左之通り

一、切煙草五斤 岩屋寛兵衛様

一、同 〃 豊田理左衛門様

一、同 〃 岩屋久二様

〃 御足輕

一、同 〃 鈴木源四郎殿

〃

一、同 〃 浅沼庸兵衛殿

〃 但し地調ニハ外大友村市兵衛と申人参候

一、同 〃 高師宇市殿

一、同 〃 卯時三二殿

〃

(1) 高村 〓 三又村の枝郷。

【42 竿洗い祝儀 安政六・一一】

御竿洗御祝義之事 (1)

一、大はんきり (2) 二水を張り、椀式ツ入置、御足輕兩人たしこ掛二而、御竿へ右椀ニ而水を掛、三本洗、新しき手拭ニ而能々ふぎ、はんきり之上ニ置、其時肝煎亀六壺番ニ罷出、三拝し両手を以押戴き候所、御足輕衆兩人椀ニ而水をかけて祝ふ也、夫より長百姓世話方高師等迄右之通り水をかけ祝ふもの也

御検地様方御三人袴羽織ニ而座鋪ニ居り、御前ニハ机を置、御と

ふ明御神酒ニにしん壺抱備置候者ニ御座候

一、当高四拾石四斗式合 御出高分

此刈七千七百六拾八束刈

(1) 竿洗祝儀 〓 秋田藩で検地後に行つた儀礼。関係者が検地竿を洗い清め、その者に周囲から水をかけるなどした(秋田沿革史大成下)。
(2) 半切(盤切、はんきり) 〓 浅くて口の広い桶。

【43 俵印】

御指上・御給分共米印覚

指上 給分 大門 八面 大倉 戸波 川連

三又 ■ 一、工 ■ テ ■ ク ■ 〆 ■ フ ■ 工

三梨 東福寺

■ ヤ ■ ケ 〆

右之通り俵印ニ御座候、以上

【44 縫殿村橋費用の各村割付高】

縫殿村橋入目割合高覚

一、百三拾石 川向村

一、三十石 島等村

一、式百石 稲庭村

一、四百拾壺石 大立村 (1)

一、千式百三十石 川連村

一、七十石 大門村

一、九百四拾石 八面村

一、四百六十石 三又村

一、三百四十式石 東福寺村

一、式百四十石 大倉村

一、百三十石 戸波村

- 一、貳百八十石 萩袋村^(萩)
- 一、貳百六十石 熊淵村
- 割付高合四千七百廿三石

手伝村々分

- 一、貳貫文 三梨村
- 一、貳貫文 増田村
- 一、壹貫文 猿半内村

×

右之通り心得之為書印置申候

【45 稲庭村親郷肝煎吉左衛門病死

万延元（安政七）・二・一八】

- 一、安政七申二月十八日稲庭村親郷肝煎吉左衛門殿病死、廿一日葬式仕候、肝煎龜六罷出候、但し年齢六拾歳也、御仏前百文、のふり

⁽¹⁾ 式状差上申候事

(1) 不明。

【46 豊治出生 万延元・三・二九】

- 一、同年三月廿九日豊治平産仕候⁽¹⁾、但し龜六女房かめよより、尤母子共無事にて案堵仕候事

⁽¹⁾ 安政六年五月の宗門帳（茂木久栄家資料三〇〇四）に「当生」として豊治の名がある。

【47 春農拝借米 万延元・三・二八】

- 一、同年三月廿八日、春農拝借米御扱阿部小介⁽¹⁾様、無利足拾ヶ年之返済御定を以、御米百俵拝借被仰付、難有仕合ニ奉存候、委曲諸願書帳ニ有之候事

(1) 郡方吟味役。

【48 高久建蔵・石井久太夫退任、大野兵衛就任 万延元】

- 一、同年高久建蔵様見回役ニハ御役御免、石井久太夫様駅場方ニ而御役御免被仰付候、御代り大野兵衛様被仰蒙候、萩庭弥右衛門様と御同役ニ相成候

【49 稲庭村肝煎らの悪言張札、肝煎罷免 万延元・四】

- 一、同年四月四日御支配秋山宇吉⁽¹⁾様、御回在被成置、寄郷一統御見舞奉申上候時、御扱阿部小介様より被仰付候ハ、稲庭村肝煎喜一郎⁽²⁾事と大立村肝煎善右衛門、治右衛門等之悪言張札を以御内訴申上候者有是候ニ付、拜見被仰付候、尤御家老様御屋敷、御評定所、大目附、郡奉行并吟味役右五ヶ所へ張札仕候、右筆跡并右肝煎とも身上形見聞之所、有形可申上被仰付、別帳諸書願控ニ有之候通り書上仕候、其後肝煎喜一郎殿事御吟味之旨有之、御役御免二郡扱被仰付候事

(1) 雄勝・平鹿郡の郡奉行。

(2) 阿部喜一郎（記事2）。

【50 湯沢木山方芳賀小八郎退任、上遠野牛蔵就任 万延元・四】

- 一、同年四月六日湯沢木山方芳賀小八郎様御役御免、右代上遠野牛蔵様被仰蒙候

【51 万延改元 万延元・四】

- 一、同年四月改元万延元と被仰渡、村々共御百姓共へ申渡候事

【52 郷中改革 万延元】

- 一、万延元申年郷中改革居置申渡候、但し委曲ハ別帳取調有之候事

【53 おみな自殺 万延元・六・一四】

一、同年六月十四日当村藤九郎娘おみなと申者、川連山之内小坂平と申所ニ而縊死仕候、御検使ゆ沢御郡方加勢萩庭弥右衛門様〔1〕御見分ニ而取仕舞仕候、尤御宿大立村松右衛門方ニ而致候事

〔1〕記事48によれば郡方見回役か。

此俵三十五俵壹斗式升也
此出人別

【54 親郷肝煎の任免 万延元・五・二二】

一、同年五月廿二日親郷吉左衛門殿〔1〕代り、稲庭村平右衛門殿被仰蒙候事

〔1〕稲庭村親郷肝煎。二月死去（記事45）。

【55 郡方吟味役阿部小介から小貫東馬へ交代 万延元・七】

一、同年七月阿部小介様御事、平鹿郡西山へ担所替被仰付、右御代雄勝郡東山小貫東馬様被仰付候事

- 一、米七俵 七郎兵衛
- 一、同五俵 八右衛門
- 一、同五俵 平助
- 一、同五俵 吉郎兵衛
- 一、同四俵 孫右衛門
- 一、同四俵 十兵衛
- 一、同式俵 正之助
- 一、同壹俵 吉左衛門
- 一、同壹俵 角助
- 一、同壹俵 与助
- 一、同壹斗式升 平右衛門〔1〕
- △三十五俵壹斗式升

但し式貫五百文替分

【56 稲庭村養助親郷肝煎就任 万延元・九】

九月

一、同年稲庭村養助殿、平右衛門殿同役親郷肝煎被仰付候、喜一郎殿欠落仕候事

此代八拾八貫四百九十六文
内六拾三貫七百廿文 下直米払壹俵壹貫八百文ツ、
残廿四貫七百七十六文 損料分

右之通り七月一日御百姓共へ申渡相払候所、相違無御座候事

〔1〕以上の人物は安政四年一二月に御用銀を賦課されており（記事16）、うち

七郎兵衛・吉郎兵衛・孫右衛門・十兵衛は安政四年九月段階で指上り百姓（記事3）。

【57 米高値につき困窮百姓へ安米払 万延元・七・一】

一、同年米高直ニ付、困窮御百姓御救助之為、安米払、七月一日より致候

一、家数三拾四軒 極困御百姓

此人数五拾九人 但し極困難より当時働之者引

残老人・世悴分△高

此米拾石六斗式升

但し壹日壹人ニ付四合扶持、七月一日より八月

十五日迄四十五日分

【58 高割銀の上納方 万延元】

一、同年御高割銀壹石ニ付式匆宛、半通り二月上納、残り半通七月上納之事ニ被仰渡候事

【59 郡方見回役に茂木松治就任 万延元】

一、同年茂木松治様、郡方見回役被仰付候事

【 60 六郡御用米上納につき】

覚

一、六郡御用米三ヶ年割献上五万石、五ヶ三当年、残式分酉戌両年上納被仰付候、右ニ付御用有之候間左之人数明廿七日御役屋へ御才足ニ御座候間、村々肝煎同道明早朝無間違四ツ時迄罷越候様、早速可被申渡候、右可申達順達見とめより御返し可被成候、以上

三梨村

三又村

東福寺村

加藤八之丞

七郎兵衛

三郎兵衛

〃 七郎兵衛

〃 八右衛門

大くら村

〃 正左衛門

〃 吉郎兵衛

肝煎

〃 藤兵衛

〃 平助

大門村

川連村

八面村

茂左衛門

高橋利兵衛

勇吉

〃 七郎兵衛

〃 和助

外ニ稻庭・川向・畠等・

〃 甚右衛門

戸波村

飯田・宮田人別参り不

〃 七五郎

〃 甚助

申候得共、御才足ニ相

〃 嘉七

〃 仁左衛門

成候筈ニ御座候、以上

大立村

肝煎

委曲三又村分仁差・郷符・御高割とも諸願書帳ニ有り

【 61 湯沢郷宿大和屋義右衛門、二郡追放 万延元】

一、同年ゆ沢郷宿大和や義右衛門二郡払被仰付候事

【 62 実兄関喜内、肝煎役退任 万延元・九・二〇】

一、同年九月廿日川連村実兄関喜内、願之通肝煎役御免被仰付候、三十日亀六見舞ニ罷出候事

【 63 内蔵之助ら柴一件につき役屋へ呼出 万延元・一一・七】

一、同年十一月七日片岡源三郎⁽¹⁾様より文蔵・太郎兵衛、柴一条ニ付、三梨村御目先⁽²⁾徳四郎参り、当村内蔵之助・永二郎・角助・十兵衛・文蔵・権右衛門・孫兵衛・太兵衛・吉郎右衛門・太郎兵衛右拾人、外ニ肝煎・長百姓無残御才足ニ付、同日夜通シニ湯沢御役屋へ罷出候、委曲ハ諸願書帳ニ有之候事

(1) 郡方見回役(記事75)。

(2) 目先||目明かしともいい、各町村に置き扶持を与えられ、暴徒捕縛の助手や盗賊の探索、行旅病死人の取扱などに従事した(秋田沿革史大成下)。記事77に三又村の「郡方御目先」がみえる。

【 64 鍛冶株引き戻し願 文久元(万延二)・正】

乍恐書付を以奉願上候

一、先年当村久左衛門と申者、鍛⁽³⁾二家業ニ而罷有候所、去ル弘化五申年当人事病死仕、其後早速引継、鍛冶家業致候者無是ニ付、鍛冶株返上奉申上候所、此度当村右子孫亀松と申者、鍛冶家業仕度願出ニ付奉願上候、何卒御隣⁽⁴⁾ヲ以先年返上仕候鍛冶株御引戻被成下、当人願之通り鍛冶家業相成候様、奉願上候
右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、御引戻ニ相成候様幾重ニも奉願上候、以上

万延二年

三又村肝煎 亀六

酉正月

同村長百姓 十蔵

根本昇⁽¹⁾ 殿

右之通り奉願上候所、手紙ヲ以左之通り被仰付候

(1) 鍛冶頭か。安政二年分限帳に鍛冶頭根本茂右衛門(知行高一七石余・近進並)の名がみえる。鍛冶頭は鍛冶師ともい領内同業者を管轄し、鑑札を与え役金を徴収した(秋田沿革史大成下)。

【65 鍛冶株引き戻し許可 文久元・二・八】

一筆申達候、然ハ此度其村亀松義、祖父久左衛門鍛冶起返し株願、委曲村方より願申出ニ付申立候所、村方願之通リ被仰付候間、鍛冶本株壹ツ差許候、依之於其村永久可為致家業候、於此末棟梁久五郎取扱致候故、同人申聞不相背候様可被申渡候、以上

二月四日

根本昇

三又村肝煎

亀六殿

【66 亀六、戸波村肝煎役を臨時取担 文久元・二】

万延二酉年

戸波村肝煎助左衛門殿病死ニ而、取担役被仰付候日記覚

一、御用有之候間、早々御役屋へ御越可被成候、以上

須田宇市

二月十八日

三又村肝煎亀六殿

右御用ニ付二月廿日御役屋へ罷出候所、被仰付候ハ、其方義此度戸

波村肝煎臨時取担被仰付候故、早速御請可仕被仰渡候ニ付、色々申

訳仕候得共御聞揚無、御請申上帰宅仕候

御書付写左之通り

覚

一、其村御用物ならひ長役之内見計らひ、御黒印共預り置可申候

二月廿日

須田宇市

戸波村長役中

尚々先日被仰渡候通り三又村肝煎亀六臨時取担被仰付候間、

万事取合可申候事

【67 戸波村にて黒印・御用物披見 文久元・二】

一、二月廿一日戸波村へ罷出、長百姓并高持御百姓共打寄相談之上、

長百姓之内十歳と申者役処ニ仕候事、

一、御黒印御用物共先役助左衛門殿より請取、右同人方へ預置申候人別左之通り

三又村肝煎亀六、戸波村長百姓市左衛門・吉左衛門・十歳、差上り百姓吉右衛門・太郎兵衛・長四郎・仁右衛門・仁左衛門・重郎右衛門・甚助・文右衛門・長左衛門・甚六、合拾四人立会仕候

一、二月廿二日戸波村へ罷出、御黒印御用物とも拝見仕候而申渡候事

【68 二十七回忌 文久元・二・二三】

一、万延式酉年二月廿三日、盤翁長昌居士廿七年忌法事相勤申候、川連村竜泉寺様・吉祥寺様御兩人、御布施五百文宛差上候事

【69 郡奉行秋山宇吉退任、川井小六就任 文久元・一・二六】

一、同年正月廿六日、秋山宇吉様郡奉行御役御免、跡御役当月三十日川井小六様郡奉行ニ而御評定奉行助力被仰蒙候趣、被仰渡候事

【70 縫殿村舟場で水死人 文久元・三・八】

一、同年三月八日暮六ツ時、縫殿村舟場ニ而船流し、人三人水死仕候、尤縫殿村丈八妹、并八歳之子供、其外増田三井三之助より乳付ニ預置候子供三歳、右三人也、羽端^⑧村法花堂御参詣ニ参候迎、戻し掛之由ニ御座候、舟越は羽場村伊兵衛と申者ニ御座候、九日御検使様御見分被成置候由、其後舟越伊兵衛二郡弘之御指揮ニ而相濟候由ニ御座候事

【71 三又村火災 文久元・三・一二】

一、同年三月十二日之夜四ツ半頃、当村十兵衛火元ニて、宗兵衛類焼、并平蔵小屋壹ツ、外二十兵衛土蔵・小屋と茂馬壹疋焼失仕候、尤十兵衛小屋より火出候由、委曲諸願書帳ニ有之筈ニ御座候、十三日早

朝ゆ沢御役屋へ御届ケ、紋右衛門・岩蔵兩人差遣候所、御検使萩庭弥右衛門⁽¹⁾様御回在ニ御座候而、御見濟ニ相成、取片付仕候、十四日萩庭様并御支配御目附岡鉄之進様へ書付を以奉申上候
(1) 郡方見回役か(記事48)

【72 三又村火災につき郡方指示 文久元・三・二四】

御指揮左之通り

為御用申達候、其村十兵衛事、当月十二日火元ニ而立馬壺足焼失致候ニ付、急度御叱り、三日後^(カ)ト農事之外御叱り被仰付候段、久保田表より申来候、右之趣当人へ申渡候様可被致候、直ニ才足之上被仰渡候筋ニ候故、左ニ御心得可被成候、尤御叱りハ当月十三日よりニ而宜敷候故、左様御承知可被成候、以上

三月廿四日

萩庭弥右衛門

三又村肝煎

亀六殿

【73 文久改元 文久元・三・二三】

回章を以申達候、然ハ此度御詰合片岡源三郎様より被仰渡左之通り、万延之年号此度文久と改之様被仰渡候、当月十二日より右年号御改之趣申来候間、此旨可被相心得候、右之趣支配処村々へ可申渡候、以上

西三月廿三日

親郷肝煎

【74 春農助成米拝領 文久元】

一、文久元酉年、御扱小貫東馬様へ願申上、春農御助成米五拾俵拝領被仰付、難有仕合ニ奉存候、委曲ハ諸願書帳ニ有之候事

【75 郡奉行川井小六回在 文久元・一〇・八】

一、同年十月八日、郡奉行川井小六様、稲庭村親郷役処へ御回被成置

候、吟味役小貫東馬様、御回役片岡源三郎様も御回在ニ付、肝煎亀六御見舞奉申上候事

但し吉左衛門殿切戸へ、大立村肝煎之事張札⁽¹⁾を以御内訴仕候事
(1) 記事49参照。

【76 水引一件 文久元・六・二】

一、同年六月二日、八右衛門・十兵衛・李右衛門水引一条有之、委曲別帳ニ認置候事

【77 治兵衛、郡方目先に任命 文久元・九・二七】

一、同年九月廿七日、当村治兵衛郡方御目先被仰付候、尤片岡源三郎様へ御伺之上、御足輕齋藤内蔵之丞様より被仰付候事

【78 後藤氏新開一件につき久保田出府 文久元・一〇・二八】

一、同年十月廿八日、後藤様開一条⁽¹⁾ニ付、肝煎亀六出符^(出)仕候、委曲別帳有、十一月十一日帰宅仕候事
(1) 給人後藤小早人が三又村明戸で田地を開発し、水の利用をめぐり村と係争した一件。

【79 後藤氏新開一件につき久保田出府 文久元・一一・二六】

一、同年十一月廿六日、右後藤様一条ニ而出府為致、十二月十一日帰宅仕候事

【80 親郷肝煎平右衛門退任につき回文 文久元・一二・一〇】

回文を以申達候、然ハ同役平右衛門義、当春中より退役願罷有候所、

先月十二日御才足ニ付名代同姓并長百姓宇平治同道、御役屋へ罷出候所、願之通り御役御免被仰付候、此段御知らせ致候、以上
西十二月十日
親郷肝煎

【81 郡方吟味役小貫東馬・阿部小介担所替 文久元・一一】
一、同年十一月、小貫東馬様と阿部小介様、御担廻御振替ニ相成、阿部様雄勝郡東山通りニ相成候事

【82 藩主直書条目、村方改革箇条 文久二・二】
一、文久二戌年二月 屋形様御直書御条目、御家老御執達共被仰渡、湯沢御役屋ニ而拝見被仰付候、其後御ケ条書ヲ以御改革被仰渡、委曲別帳有之通り、右ニ基き村方ニ而万事改革ケ条居置、別帳之通御百姓共無残肝煎宅へ才足致し申渡候事

【83 参勤通行の人馬銭割当 文久二・四・一六】
一、同年四月十六日湯沢御昼食ニ而 屋形様御参勤御通行被成置候事
一、夫拾式人九分九式 三又村より出分
一、馬七疋八分ツ、
一、銭わり拾七貫百六十八文
一、夜具四人前 院内よりわり合申来候分

【84 西田屋十吉稻庭村肝煎に就任 文久二・一・二三】
一、文久二戌正月廿三日、稻庭村西田や十吉、平右衛門殿(1) 代り肝煎役被仰付候事
(1) 稻庭村肝煎(記事56)。

【85 郡方拝借米拝領 文久二・五・一七】
一、同年五月十七日御扱様へ奉願上、兼而無利足拾ケ年御返上之定ニ而拝借分ニケ年済、残八十俵拝領被仰付度奉願上候所、願之通り拝

領被仰付候、尤阿部小介様ニ御座候、委曲之義ハ願書帳ニ有之候事、当歳迄ニ都合百五拾俵拝領被仰付、難有仕合、郷中備米ニ相成案堵仕候事

【86 大館村にて火事 文久二・五・一】
一、同年五月一日之夜、大館村忠助と藤左衛門火元ニ而、久保村迄無残焼失仕候、取調左之通り
高橋利兵衛、伝右衛門、金五郎、新之助女房、外ニ瀬のケ沢より参候商人老人、秋田郡長崎村より参候商人老人、大立村忠助家内五人無残土蔵ニ死
都合拾老人 焼死仕候分
右火事御指揮被仰渡
一、火元大館村藤左衛門、老郡弘被仰付候事
一、五升備(1) 焼候ニ付大館村肝煎・長百姓無残、御叱り被仰付候事

一、親焼死高橋六之丞、伝右衛門、急度御叱被仰付候事
一、旅人焼死宿亀蔵、御叱直ニ御免也
一、馬老疋焼死辰之助、右同断之事
也
一、川連家数六拾軒、土蔵拾九、小屋十九、杣木津(2) 五ツ、馬老疋

【87 おりう出生 文久二・五・二一】
一、文久二戌五月廿一日、亀六女房かめよ平産、女子也、但し昼四ツ時ニ御座候、名はおりう(1)と申候事

(1) 「茂木亀六自叙伝」(茂木久栄家資料八〇一二)には勝女とあり。改名したのか。

【 88 川連村肝煎に閑喜内再勤 文久二・五・二七】

一、文久二戊五月廿七日、川連村閑喜内殿⁽¹⁾、肝煎役再勤被仰付候事
(1) 亀六の実兄(記事62)。

【 89 大館村肝煎交代 文久二・五・二七】

一、同年同日大館村肝煎治右衛門病氣申立、願之通り肝煎役御免、跡役藤兵衛再勤被仰付候事

【 90 八面村肝煎交代 文久二・春】

一、同年春中八面村肝煎吉重郎御役御免、跡役見習子供宇一郎本役被仰付候事

【 91 東福寺村肝煎交代 文久元・一〇】

一、去酉十月、東福寺村肝煎三郎兵衛病死、子供見習久吉本役被仰付候事

【 92 平均塚へ家普請 文久二・六・八】

一、同年⁽¹⁾六月八日、与助子供又蔵事、御平均塚⁽²⁾へ家普請仕度願申出ニ付、野夫⁽³⁾添書を以長百姓・差上り百姓迄又蔵相回し候所、差障り無是由ニ付、普請仕候事

(1) 前箇条は文久元年だが、前後の関係から文久二年と判断される。

(2) 御平均塚(おならしづか) 〓平均検地の終了後、過去の検地帳を埋めるなどした塚。

(3) 野夫(やぶ) 〓田舎者、自身をへりくだって言う語。

【 93 覚王寺夜踊差し止め 文久二・七・一九】

一、同年七月十九日之夜、覚王寺内にて夜踊差止候⁽¹⁾、委曲別ニ有之候事

(1) この月秋田藩は城下内町での夜間の盆踊りの風儀取締を令している(秋田

藩町触集)。あるいは麻疹流行(記事96)による措置か。

【 94 雨池普請 文久二】

同年秋雨池普請願申立、三又・東福寺・大くら三ヶ村ニ而手入仕候事

一、東福寺村春松家より七曲雨池迄式千六百五十間、七曲坂斗り八百間有候事

【 95 岩崎村郷騒の過料 文久二】

文久二戊年岩崎村郷騒⁽¹⁾ 一条御指揮聞書

一、金三百兩 先肝煎 八郎兵衛

一、同三拾兩 徒党 管元弘

一、同拾五兩 石川平兵衛⁽²⁾弟 石太郎

一、同拾兩 長百姓 七之助

〓三百六拾五兩 惣長百姓

右之通り御過代被仰付、一条取片付候よし承り申候、以上

(1) 岩崎村で開墾地をめぐる争いから一部が久保田へ出訴を図るなどした事件(湯沢市史)。

(2) 岩崎村肝煎(湯沢市史)。

【 96 麻疹流行 文久二・八】

一、文久二戊八月頃よりはしかはやり⁽¹⁾、近年稀成重き事、大難義仕候、其跡赤腹⁽²⁾等ニ相成、病死人洪太有之候事、亀六事もはしか

後痢病ニ相成、九死一生之大病ニ相成、大ニ難義仕候得共、八月よ

り翌亥歳二月頃迄ニ漸々全快ニ相成、大慶仕候事
廿八歳

一、閏八月十四日、重藏家内岩藏女房病死仕候事

一、同十八日、平右衛門姥病死、十九日葬式仕候事

四歳

一、同廿日、久藏子供又治病死仕候事

四歳

一、同廿五日、宗兵衛子供寅吉病死仕候事

廿五歳

一、九月二日、八右衛門⁽³⁾孫、亀六女房亀代病死、葬式五日ニ仕

候、但し委曲ハ別帳ニ有之候事

廿五歳

一、九月四日、義兵衛娘おまさ病死仕候事

廿六歳

一、九月五日、重藏子供岩藏病死仕候

廿四歳

一、九月五日、明戸伊兵衛子供久藏病死仕候事

十三歳

一、九月四日、理左衛門子供、本家理右衛門へ呉置候分病死

十九歳

一、九月六日、七郎兵衛内松之助女房おりさ病死

廿五歳

一、九月十五日、善左衛門家内喜代松女房病死仕候事

老歳

一、九月十五日夜中、孝作子供熊吉病死仕候事

一、藤四郎家内倉松女房おつな病死

一、仁太郎孫当生病死仕候事

(1) この年江戸・大坂などで麻疹が流行、秋田では七月ころから流行した(秋

田藩町触集、田村郷日記)。

(2) 赤痢のこと。

(3) 亀六の義理の祖父または父(記事21、記事1)。

文久三亥歳分

【97 吟味役阿部小介転役、大貫来吉就任

文久三・一・二二】

回文を以申達候、然ハ阿部小介様御勘定方吟味役へ転役被仰付、右代り大貫来吉被仰付候間、此旨寄郷村々へ可被申渡候、右申達度、勿々順達可被成候、以上

小堀藤四郎⁽¹⁾

亥正月廿二日

三親郷村々肝煎殿

(1) 郡方見回役。

【98 阿部小介紋付・袴拝領】

一、阿部小介様昨年迄三ヶ年御毛引無二付、御紋付・御袴御拝領被成置、御目出度事ニ奉存候

【99 佐竹義堯上洛 文久三・二】

一、文久三亥二月、屋形様御上洛供奉被仰蒙候⁽¹⁾、委曲之義ハ被仰渡書ニ有之候事

(1) 佐竹義堯、この年二月九日上洛し参内(秋田県史)。将軍徳川家茂は三月四日上洛。

【100 佐竹義堯娘下国のため湯沢駅止宿 文久三・三・一九】

一、同年三月十九日湯沢駅御止宿ニて 御姫様御下国⁽¹⁾被成置候事

(1) このとき佐竹義堯娘、雅子(もとこ)と鑲子(環子、たまこ)下国(横手

市史史料編近世Ⅱ。幕府、前年に参勤制を緩和し妻子の国元居住を許す。

【101 義兵衛孫、筆役女房病死 文久三・二・一六】

一、同年二月十六日、義兵衛孫病死致候事

一、同年二月十六日夜四ツ時、筆役孝作女房病死、葬礼十八日、歳三十五才、戒名貞容妙心信女と申也

【102 諒鏡院下国のため院内止宿 文久三・三・二四】

一、同年三月廿四日、諒鏡院(一)様院内御止宿にて御下国被遊候事

(一) 前藩主佐竹義睦の正室、土佐・山内豊資の娘、悦子。四月四日諒鏡院・姫着城につき登城を令する達書が令されている(秋田藩町触集)。

【103 後藤氏一件につき久保田出府 文久三・三・二五】

一、同年三月廿五日出立、肝煎龜六後藤様一条ニ付出府仕候、五月八日帰宅仕候事、御支配川井小六様、御扱大貫来吉様、阿部小介様、片岡源三郎様、石橋政五郎様、土屋九郎治様、後藤忠兵衛様、真崎弥三郎様、渋江豊吉様、片岡鞠負様、竹貫織之介様、川井嘉八郎様、川井周平様、小堀藤四郎様、皆川幸吉様、中村龍介様、林三隆様、駒木根昇様、山県慶之進様、金大之進様、右御屋敷様方へ罷出候事

【104 佐竹義堯下国 文久三・四・二一】

一、同年四月廿一日湯沢御昼休にて 屋形様御下国被遊、廿五日久府にて拝見申上候事

【105 佐竹義堯下国につき触書 文久三・四・一七】

覚

屋形様先月十四日京都御発駕、当月十四日可被遊 御着城之義ハ、先頃被仰知候通りニ候所、於京都御老中水野和泉守様より御留守居御呼出ニ付、御用之義茂可有之候間、御帰国之節江戸表へ可被遊御

立寄之旨被仰渡候、御道中諏訪駅より江戸表へ被遊御回り候段、此度参着御飛脚申来候間、此旨被仰知候

右之趣支配処村々へ被申渡へく候、以上
亥四月十七日 郡奉行

【106 郡奉行川井小六退任、白土右門就任 文久三・六・二〇】

回文を以申達候、然ハ御支配様ヒ川井小六様御役御免、右代白土右門様御勘定奉行にて、雄平兩郡郡奉行兼勤被仰蒙、但し当月十三日被仰渡、此旨可被相心得候、右申達度勿々、以上

亥六月廿日 親郷肝煎
寄郷村々肝煎殿

【107 郷無尽の初会 文久三・三・一二】

一、三月十二日、会合にて郷無尽三拾兩相企、初会中村竜介様(一)御手取被成置候、是にて大なんき仕候事

(一) 三又村に知行地をもつ給人(三二七―三三四諸願書上帳)。記事103前出。

【108 郷備米板蔵普請 文久三・七・二〇】

一、文久三亥七月廿日棟上にて、郷御備米板蔵、四間ニ式間の普請仕候、尤御郡方百五拾俵御米拝領仕候茂、肝煎龜六願申上候而、願之通被仰付候、右雜用メ高左之通り
正錢八拾貫文余

【109 縫殿村舟場賃の申し合わせ 文久三・七】

一、同年七月縫殿村舟場ちん錢、長賃(一)之外三文宛往来之者より請取候ニ付、長賃村々申合之上、ゆ沢御詰合片岡鞠負様へ奉願上、長ちん村々より不差出様御取扱ニ相成、私し方より申渡候事、委曲之義ハ諸願書帳ニ有之筈ニ御座候事

(1) 長賃¹渡場の利用料金の一種で、渡場を管理・運営する村に対し、特に約定を結んだ村などが支払う賃銭。一般の通行者が支払う賃銭より割安で、村がまとめて支払う例や利用のつと支払う例がみられる。

【110 文蔵・万蔵病死 文久三・七】

一、同年七月十三日、高村文蔵病死、十五日葬式之事
四歳なり

一、同年七月廿八日、善左衛門孫万蔵病死仕候

【111 郡奉行らの処罰 文久三・五】

御条目

小瀬良之助

其方義、去春中重キ御居を以格段之御改革被仰出、右御用係取調被仰付、同三月中御執行之義御家中へ被仰渡有之候得は、厳ニ相守候義ハ勿諍^①ニ候所、別而枢要之御役を相勤乍、御ケ条を相犯、品々如何之事と茂相聞得、一躰^②之義不^③輕^④上^⑤之致方重疊ニ不狩^⑥至極被思召候、依之嚴重之御沙汰ニ可被及候得共、是迄品々辛勞之訳茂有之候間、頗御宥恕ヲ以、御勘定奉行ニ而銅山奉行兼帯被召放、蟄居被仰付者也

亥五月

川井小六

右同断ニ而、御勘定奉行ニ而郡奉行兼勤被召放、蟄居被仰付候もの也

【112 阿部小助男鹿扱郡方吟味役就任 文久三・七・一八】

一、七月十八日、阿部小助様、秋田郡男鹿扱郡方吟味役被仰付候事

【113 稻庭村親郷肝煎西田屋十吉病死 文久三・八・一三】

一、文久三亥八月十三日昼四ツ時、稻庭村親郷肝煎西田屋十吉病死、十四日葬式致候段、親郷より回文を以申来、肝煎亀六香代式百文包ミ直参、弔^①仕候事

(1) 原文は俗字「吊」を用いる。

【114 津軽家通行の人馬銭割当 文久三・八・二四】

一、同年八月廿四日、津軽越中守様湯沢駅御昼休ニて御登被成置候人馬、三ツ又村江相当候分左之通

一、夫 五人壹分〇四 代三十六文

一、馬 四疋壹分七六 代百三十式文 三又村

一、七貫四百廿四文 銭わり

銭〆七貫五百九十式文

【115 間渡へ架橋の合力銭 文久三】

一、文久三亥年、間渡^①江永代橋掛り申候、願主平鹿村^②佐々木庄右衛門、猿半内村加瀬谷庄右衛門兩人、右割合稻庭寄郷より五十貫文合力願出、高割ニ成、当高六千九百八十三石六斗壹升七合ニわる、但し高拾石ニ付七百十六文ツ、

一、三貫六百八文 三ツ又村

外ニ三貫三百文 追合力願差出候分

(1) 間渡は亀六の他の日記に「真当」とみえ、現横手市増田町荻袋真当附近の橋か。

【116 郷役・小役銀増歩の触書 文久三・九】

覚

元文以来世上通用金銀位落ニ相成、御郷役并給分小役銀と茂、高拾石ニ付古銀四拾七匁八分江三割五分相増、六拾四匁五分三厘上納被仰付候所、近年度々御吹替、目形非常之減少ニ付、此度御取調之上、又々三割五分被増置、都合八拾壹匁式分六厘上納被仰付候間、此旨可被相心得候

右之趣支配廻村々江可被申渡候、以上
文久三亥九月

【117 後藤氏一条につき久保田へ出府 文久三・九・二】

一、文久三亥九月二日、肝煎龜六、後藤小早人様と御開発一条ニ而出府仕候、尤御扱大貫来吉様より御才足ニ而罷登候而、段々勞煩ニ相成、御会所迄御呼出しニ相成、後藤様より七ヶ条之御不審御書取ニ向御尋問ニ相成、四ヶ度迄御答書差上申候、尤川連村実兄閔喜内同様久府石田三達様御宅へ罷有、十一月七日帰宅、無事也

雑用ノ高

一、七拾七貫三百三十四文

右一条之次第、委曲別帳有是候事

【118 湯沢林取立役加勢交代 文久三・一〇】

覚

一、文久三亥十月、湯沢林取立役加勢石井宇八郎様替り、糸井茂助様被仰付候事

【119 間渡橋（雄平橋）渡り初め 文久三・一一・七】

一、同年十一月七日、間渡橋渡り初メニ御座候、橋雄平橋と云なり

【120 郡奉行回在 文久三・一一・一五】

一、同年十一月十五日、御支配様御回在、ゆ沢於御役屋ニ、寄郷一同御見舞申上候所、豊年為御祝義村々肝煎ともへ金貳百疋(1)ツ、拝領被仰付候、外ニ御振舞入料とし而金五十疋拝領被仰付、難有奉拝納候事

(1) 疋は贈答・下賜などの際に用いられる単位。百疋＝金一分。

【121 人差・郷符御用米 文久三】

一、同年仁差・郷符御用米被仰付候、三ツ又村分ノ高百五拾五俵、但し壹貫八百文替代納 委曲別帳ニ有之候事

【122 八右衛門病死 元治元(文久四)・一・二二】

一、文久四甲子正月廿二日暮六ツ時、八右衛門病死仕候、但し十七日腹痛ニて罷有候、年齢六拾九歳、廿四日葬式致候、戒名寿福円満居士、委曲役附帳、香代帳ハ別段有是候、以上

【123 閔喜内年重ね 元治元・二・一七】

一、同年二月十七日、川連村閔喜内、四拾貳歳年重(1)仕候事

(1) 年重ねニ厄年の人がもう一度正月祝いをし、厄年を早く終わつたことにする習俗。

【124 元治改元 元治元・三】

覚

一、文久之年号此度元治改元被仰出候由、從江戸表申来候、依是当月十六日より右年号御改ニ候間、此旨可被相心得候、右之趣支配処村々江可被申渡候、以上 三月

【125 稲庭村肝煎の任命 元治元・四・八】

一書申遣候、然は佐藤吉左衛門、此度於久符重吉代り肝煎役被仰付候間、此旨被為仰候、右一筋申達度、早々以上 四月八日

須田宇市

右之通被仰渡候間、村々左様御心得可被成候、以上 四月九日

寄郷村々肝煎殿 親郷肝煎

【126 津軽家通行の人馬錢割当 元治元・五・一九】

一、元治元甲子五月十九日、津軽越中守様湯沢御昼休ニ而御下国被成置候人馬錢わり左之通

- 一、夫 六人三分壹〇四 代百九文
- 一、馬 四疋七分七九式 代五百八十四文 三又村
- 一、錢割 七貫八百四拾式文

【127 平均檢地百ヶ年供養 元治元・五・一六】

覚

耳時元治元甲子五月十六日、当村御平均御竿、明和二酉年肝煎七郎兵衛勤中被仰立被入置候以来、今年百ヶ年ニ相至、供養仕候次第、左之通

- 一、塔場^(壹) 壹丈六尺六寸 壹本 禪宗

- 一、同 壹丈貳尺 壹本 修驗

- 三梨本山^(一) 桂蘭寺
- 三又村

- 一、禪宗大施餓鬼 吉祥寺

三女し

御小僧壹人

但し御改正之時諸役人

礼之為如斯供養仕候事

御馳走役

佐々章藏

同

内藏之助

三又村

覚王寺

於肝煎龜六宅ニ

八面村

- 一、修驗湯ノ花修行^(二)

喜宝院

但し御田の神祭り也

東福寺村

宝覚院

高村

常楽院

御馳走役

肝煎 龜六

長百姓中

右之通御修行畢而、郷中肝煎・長百姓・指上百姓・小百姓并鍬延百姓^(三)共無残、御平均塚へ参詣仕候、塔場式本御平均塚江相建申候、右畢而肝煎龜六宅ニ而長、差上り、御改正之時之諸役人跡并ニ鍬延指上り百姓共へ酒食振舞仕候、郷中小百姓無残明戸村喜助宅ニて酒振舞仕候、鍬延小百姓へは御平均塚へ参詣、直ニ其所ニ而御神酒為呑候、尤定日は五月十六日年々祭居候得共、今年田植最中と云へ殊ニは大法会修行ニ付、廿六日ニ致し、郷中一統休候、誠ニ目出度御祭り相濟

千秋万歳

以上

- 一、惣雜用廿貳貫四百十七文

但し内酒五斗三升五合

明戸喜助宿ノ御馳走役

治兵衛

御平均塚の同断

末松

又藏

右之通大略書記置候、以上

施主三ツ又村肝煎 龜六

元治元年

甲子五月廿六日

長百姓 庄三郎

孫右衛門

与助

孝作⁽⁴⁾

同指上り百姓 七郎兵衛

千鶴万亀

平助

松竹梅

吉郎兵衛

十兵衛

以上

(1) 三梨村桂蘭寺は三又村吉祥寺の本寺。

(2) 湯の花神事では一般に沸かした湯を榊などにつけ振りかけるが、ここでも類いの祭儀を行ったものか。

(3) 歛延百姓Ⅱ入作している他村の百姓。

(4) 孝作は文久三年二月段階では筆役(記事101)。

【128 久保田外町火災 元治元・三・一二】

一、元治元子三月十二日夜、久保田祖ノ市⁽¹⁾と申者火元ニ而、外町

千軒余焼失仕候由、久府よりの書状も有是候筈ニ御座候、以上

(1) 祖ノ市Ⅱ園一とする史料もある(秋田市史三)。

【129 隣家の土蔵普請 元治元】

一、同年隣ノ七郎兵衛ニて土蔵普請仕候、土蔵塗五月廿四日、亀六手

伝ニ参候、酒式升御祝義遣候、大雨ニ困入申候

【130 郡奉行白土右門に代わり信太利兵衛就任 元治元・三】

一、同年三月、白土右門様御代、信太利兵衛様郡奉行被仰蒙候事回状を以申達候、然は御支配様御事、初而之事故、親郷御回村被成置候間、

当十七日猿半内御泊、翌十八日稲庭村へ御引移被成置候間、十八日早朝御直ニ親郷役処へ御詰可被成候、同廿日ゆ沢於御役やニ、去年

豊熟之為從御支配様金百疋、外ニ五拾疋肴とし而拝領被仰付、難有
拝納仕候事

【131 菅生山境争論 元治元・三】

一、同年三月、菅生山境⁽¹⁾有是、双方郷人と茂両度迄立会仕候得共、しかと定兼、是迄之通自由致候事ニて相済、尤起りハ当村長之助、去亥年千把ケ台の越どうニて、切干柴⁽²⁾切取候ニ付勞煩相生候故、長之助川連村神応寺⁽³⁾様へ入寺致し申訳仕候所、早速御承知ニて酒壺斗肴代金式朱菅生村遣し事済ニ相成候事、此時亀六不容易心配仕候、山見分人別左之通

肝煎亀六 七郎兵衛 平助 庄三郎 孝作 十蔵 太左衛門

吉郎兵衛 理右衛門 孫右衛門 伊兵衛 □□ 藤四郎

合拾三人 万之助内西松

(1) 切干柴(きりばし) Ⅱ伐つて乾燥させた柴。「草飼山・薪山」：難処

ニ罷有候ニ付生木ニ而は相届兼、先年より御田地植付否哉、切干柴ニ致置、盆後より稲刈前人馬を以付運ヒ「切干シ柴致し」(茂木久栄家資料

三〇二〇日記帳所収慶応二年七月三又村願書)。

(2) 神応寺Ⅱ湯沢市川連町に現存、曹洞宗。

【132 境争論につき菅生村源助書状 元治元・四・八】

(貼付書状)

「桜散る木の下風も寒からて、暑さしられぬ雪ふる時節も先以其御表御家内様益々御機嫌能被遊御座、大祝奉賀上候、次ニ下拙儀、相替無御座候、且ツ先日より度々御酒料、万事御厚情愚筆ニ難尽、難有奉存候、将昨日は態々御人を以御尊書難有拜見仕候処、如仰山境立合無其儀次第ニ而帰宅、心外ニ存、手内古書付吟味仕候得は、方限り境是そと思ふ書付も未タ相見得不申、困入り申候得共、全く其御村方江御処持之御書付通り、相違有之ましくと奉存候故、其通り方限り境定候より外無之筋合ニ御座候、乍然御尊家様之御心付ニ而

被仰下候通り、松植立境築居等は御延引御尤ニ奉存候、何れ先是迄之通りニ而指置候てハ如何ニ御座候や、御窺奉申上度奉存候、夫レ共其御村方ニ而愈々築立不申は御氣ニ不合様之御事ニ御座候ハ、被仰下候通り双方より老兩人宛も立会居るニも宜敷御座候得共、成分は先此尽ニ而指置、其内ニ仕度候間、何分御尊家様御高德を以、御村方宜敷様御申合被成下度奉願上候、若や愈々居立仕度儀ニ御座候ハ、何日也とも其御村方之宜敷時ニ而宜敷御座候間、何日と申儀前兼而御申越被下成度奉願上候、余は近日中奉御尊顔ヲ得、万謝奉申上度、乍憚愚書を以如此ニ御座候、以上

子四月八日
御苗字亀六様

菅生村
源助

桜木をうぢわり

見れば

何ニもなし

花の種とは

何をいふらん

【133 製薬所払い下げ薬代金につき触書 元治元・五・一八】

回章を以申達候、然は御製薬所ニ於而丸散練薬御払之義ハ、去ル未年中金老両六貫八百文、通札百九十貫文御割合を以上納被仰付候所、此節金老両六貫四百文、通札式百六拾貫文ニ相成候ニ付、替損不少、依是根元被定置候正銭御直段を以、上納可有是候、若正銭上納相成兼候は、正銭百文、通札四貫文之御割合を以上納可有是候(1) 一、去亥十月よりは迄御渡ニ相成候御薬、当時残之分、此度被仰渡之通、帳合可致候、且此節之残薬書取を以早々御届ケ可申上候

一、金老両式百六拾貫文ニ候得共、式百五十六貫文、通札百文、正銭式文五分之御わり合を以上納可有是候
右可申達、右衛門殿御判紙差添遣候間、見とめの方より早々返上可有是候、以上
五月十八日
川井周平(2)
後藤孫右衛門(3)

老帖ニ付

- 一、混元丹 正銭百文 札四貫文
- 一、奇応丸 同百三拾五文 札五貫四百文
- 一、肝凉円 同九十文 札三貫六百文
- 一、如神丸 正七十六文 札三貫四十文
- 一、消毒丸 同七十文 札式貫八百文
- 一、黒丸子 同六十三文 札式貫五百廿文
- 一、万金丹 同六十三文 札式貫五百廿文
- 一、清血散 同三十老文 札老貫式百四十文
- 一、ソコウエン(4) 同五百八十六文 札廿三貫四百文
- 一、安胴練 同式百七十文 札拾貫八百文
- 一、感応丸 正老貫三百六十文 札五十四貫文

右之通り被仰渡候、以上

(1) 昨年は正銭・通札一・二八だったものが通札の相場が下落し一・四〇・六となつたが、替損が多いので、薬代は一・四〇で上納してよいという、通札の所持者への配慮を示した施策。

(2) 川井周平は製薬請払役を務めた。子の義壮士は廢藩置県時二〇石四人扶持(秋田県公文書館蔵土族卒明細短冊)。

(3) 後藤孫右衛門は製薬請払役を務めた。子の敬忠は廢藩置県時八四石余(秋田県公文書館蔵土族卒明細短冊)。

(4) 蘇香円。

【134 諒鏡院居所三之丸御殿と称すべき旨触書 元治元】

一、諒鏡院様御構、以来三之丸 御殿と御唱被成置候間、此旨可被相心得候⁽¹⁾

右之趣支配処村々へ可被申渡候、以上

(1) 諒鏡院(佐竹義陸夫人)は元治元年四月、三の丸御殿(山ノ手御殿)に移った(秋田藩町触集下、諒鏡院佐竹悦子の生涯)。本丸北に位置し、明治三十三年には拡張され佐竹氏別邸となった。

【135 佐竹定丸死去 元治元・六】

覚

定丸⁽¹⁾様御事、先頃より御不例之所、御養生御叶無是、今廿五日被遊御誓去候間、此旨被仰知候、右ニ付御機嫌為御伺、当廿六日御広間へ御帳被差出候間、近進並以上之面々五ツ時登城、御帳ニ付退出可有是候

一、諸士月代は御構無是候

一、鳴物今廿五日より来月二日迄被停止候

一、諸普請之義ハ今廿五日より廿七日迄三日被停止候、指掛候普請は御構無是候

右之趣支配処村々江可被申渡候、以上

六月

(1) 佐竹義堯の子、文久三年生(新編佐竹七家系図)。

【136 佐竹義堯通行の人馬銭割当 元治元・八】

八月十九日

一、屋形様御上京被成置、八月十九日湯沢御本陣御昼休ニ而御通行被為遊候人馬、左之通当村へ相当申候

一、夫 廿三人式分

一、馬 十四疋三分八四

三ツ又村

一、錢 廿貫八百六十文

又

右之通り被仰渡候、於ゆ沢拜見仕候

【137 吟味役大貫来吉に代わり太田貞右衛門就任 元治元・八・二七】

回章を以申達候、然ハ此度大貫来吉様御代、太田貞右衛門様御郡方吟味役被仰付候段、御詰合様より被仰付候間、此旨可被相心得候、右申達度、回章早々順達、見とめ村より御返し可被成候、以上

八月廿七日

親郷肝煎

寄郷村々肝煎殿

【138 岩城家下国のため湯沢昼休 元治元・九・一三】

一、元治元子ノ九月十三日、亀田様湯沢御昼ニ而御下国被成置ニ付、柳田村道橋普請仕候事

【139 稲庭村肝煎罷免 元治元・八・一七】

回章を以申達候、然ハ昨十六日、養介・佐藤吉左衛門⁽¹⁾肝煎役御免被成置候、仍而ゆ沢町両肝煎暫時取担被仰付候間、村々此旨可被相心得候、寄郷藏元之義ハ不相替当年中養介頼入候間、是又左様御承知可被成候、以上

八月十七日

親郷役所

寄郷村々肝煎殿

(1) 稲庭村養助(介)は万延元年九月に肝煎就任、当時は肝煎が二人であった(記事56)。佐藤吉左衛門は元治元年四月に就任(記事125)。

【140 親郷肝煎仮役任命 元治元・九・一】

一、同九月朔日、稲庭村親郷肝煎、仮役文右衛門・清吉兩人被仰付候事

【141 親郷蔵元交代 元治元・一〇・二】

十月二日

一、回章を以申達候、然ハ御蔵元養介殿代、当九月より十吉殿被仰付候間、此末諸上納物同人江相納候様可被成候、以上

【142 津軽家通行の人馬銭割当 元治元・一〇・九】

一、十月九日、津軽越中守様湯沢御昼休ニ而御登被成置候人馬わり合、左之通

一、夫 六人〇三式

一、馬 四疋四分〇八 三ツ又村

一、銭 七貫六百五拾六文

【143 御用米・二匁銀につき条目 元治元・九】

当子年御用米・式匁銀被仰付候御条目左之通

御財用向重疊御難渋之所、今般 御上京之義ハ御守衛御用ニ付、御供勢之夥敷被召連、其上此度京師之騒動(↓)不容易形勢ニ相成、御兵器等之御出シを始、広太之御物入ニ有是、不被為止得六郡江御高割銀并御用米三万石被仰付候、然ハ近年打続御用銀石被仰付、一同ニ茂可為難義候得共、太切之御公務御時勢無御抛義を以、篤と勘弁致し、御用向相達候様被仰出候間、早速御請可申上候、以上

九月

(1) この年七月に禁門の変があり、佐竹義堯は御所警衛のため八月に秋田を発したが、幕府の意向で江戸に滞留し、一部の部隊を京都に派遣した(秋田県史四)。

【144 御用米銀賦課につき郡奉行令達 元治元・九】

御演舌郡奉行信田理兵衛

今般御用銀石被仰付候義ハ、実ニ不被得止候事ニ候、抑 御先代

様より七百余年以来、京師御守衛等之御公務無是候所、追々時変ニ付天下之大名不残被召登候ニ付、御太事至極ニ候 御守衛御用ニ付御上京被成候上ハ、万一之時ニ御供の御家中下々ニ至迄、命掛之御奉公致候事ハ申迄も無是候、御百姓・町人之義ハ右様之義無之候得ハ、被仰渡之御趣意格別之勘弁を以、早速御請可申上候、但し少高杯小間居之者ハ、何と存候而も行届申間敷候ニ付、御用米ハ仁差ヲ以被仰付候間、当暮無残上納致候様希度候、以上

九月

【145 三又村分の御用米 元治元】

三ツ又村へ被仰付候分

一、御米 五拾俵 三ツ又村 郷符

仁差

一、同 廿五俵 七郎兵衛

一、同 拾八俵 八右衛門

一、同 拾八俵 平助

一、同 拾三俵 吉郎兵衛

〆百廿四俵

銀山飯料米ニ為替上納被仰付候、当村分亀六手内ニ而増田出し

ニ致候而、ゆ沢にて壹俵貳貫百文ツ、二代納仕候、尤御百姓共

双方勝手之為、如斯仕候

一、式百廿俵^三七郎兵衛、式百俵^八右衛門、式百俵庄左衛門、百八十俵

七郎兵衛、百八十俵利兵衛

一、三十俵三郎兵衛、郷符六拾俵と申事承り申候

【146 蛭子社家男鹿勤番のため割当米 元治元・一〇・二〇】

一、此度蛭子社家男鹿勤番被仰蒙(↓)候ニ付、是まで四ヶ度之御初尾

壹ヶ度ニ取纏可相渡様被仰渡候ニ付、久府浅野数馬様・伊藤健司様

【147 御用米銀賦課につき郡奉行令達 元治元・九】

御演舌郡奉行信田理兵衛

今般御用銀石被仰付候義ハ、実ニ不被得止候事ニ候、抑 御先代

御回在之上、左之通り取極申候

十月廿日

一、米六斗 三ツ又村

但し家数六拾軒、壺軒壺升見込

内三斗 十月廿日右御兩人へ相渡、貳貫五百五十文

〃三斗 十二月長吉ヲ以稲庭村高橋但馬殿へ相渡候

(1) 三二七—三〇二三「御公用被仰渡書」によると「軍事御用」のための勤番。

【147 五斗米納付方法】

覚

五斗(1) 正米之事ニ先頃申渡候得共、半通代銀上納之事ニ被仰渡直
しニ相成候間、此段村々江可被申渡候、以上

五斗米飯御相場米壺石ニ付保銀九拾五匁、但し壺匁ニ付
四三七五替(2)

内半通 正米上納分

同半通 代銀上納

ノ

右之通り被仰渡候間、早々上納可被成候、以上

黒沢祐蔵(3)

(1) 五斗米については記事15参照。

(2) 一匁〓預札四三七五文の意(記事148参照)。

(3) 郡方見回役(湯沢市史)。

【148 諸上納物・小役銀両替相場 元治元・一〇】

覚

一、諸上納物・御渡物并給分小役銀共左之通り

一、金壺兩 銀六拾四匁 錢六貫四百文

一、銀壺匁 百文替

但し来七月中迄預取引之分四貫三百七十五文

一、錢百文 但し来七月中迄預取引之分右同断

一、端錢之分預相用候節、百文ニ付式文式歩八六之割を以取引可
致候

致候

一、給分小役銀壺匁ニ付百貳文替

但し来七月中迄預取引之分八四貫四百六十三文

右之趣支配処村々江可申渡候、以上(1)

(1) 以上、元治元年十月の法令と同内容(秋田藩町触集下)。

【149 佐竹義堯少将昇進 元治元・四】

覚

当春四月十八日於二条御城ニ、御老中酒井雅楽守様御書附を以被仰
渡候分、屋形様少将御昇進被蒙 仰候ニ付、赦御執行被成置候ニ付、
於手内ニ兼而叱置候者等有是、相馳候而も差障ニ不相成分ハ夫々
可被相弛候

右之趣支配処村々へ可被申渡候

【150 戸波村山一条につき役屋へ出頭 元治元・八・一】

一、八月一日戸波村山一条ニ付、市太郎同道御役屋へ罷出、御詰合岡
田清之進様へ古書附并取請奉申上候得共、御取揚無是ニ付、被仰含
も有是候得共、御請不仕候事

【151 山況見分 元治元・八・七】

一、八月七日岩崎村・成沢村・駒木村・となみ村・明戸村共立会、山
所見分仕候、三又より肝煎亀六・長孫右衛門(1) 罷出候事

(1) 三又村長百姓(記事127)。

【152 大雨、初雪、柴灯 元治元・一二・七】

一、元治元甲子十二月七日、一円雪無是、大雨ニ御座候、尤初雪十月
廿五日夜降、其上度々降候得共、消申候。七日豊治同道、御柴灯ニ

参候、白米三升、正百文、百目掛ろうそく奉納仕候事
一、十二月八日之朝、少々雪降申候

【153 亀六肝煎罷免 元治元・一二】

亀六肝煎御免被仰渡次第

(貼付書状)

「從湯沢一書申達候、しかれハ申渡候御用有之候間、長名主立も
の同道ニ而御役屋へ早々可被相越候、右可申達、以上

十二月八日

黒沢祐藏

三又村

肝煎

亀六殿

覚

從湯沢一書申達候、然ハ申渡候御用有是候間、長名主立物同道ニ而
御役屋江早々可被相越候、右可申達、以上

十二月八日

黒沢祐藏

三ツ又村

肝煎亀六殿

大嵐ハかり有大なんじ仕候

一、十二月九日右御用状ニ付、長役孝作同道、御役屋江罷出候所、左
之通御条目ヲ以、肝煎御免急度御叱被成置候

雄勝郡三ツ又村

肝煎

亀六

其村開発出高有是、去ル酉年中御竿願申立候節、指紙地頭へ追而相
届可申、担吟味役より被申渡候得共、届茂不致候より勞煩相生候ニ

付、早々出府可取極被申渡候得共、出府も不致、頼合を以地頭向取
尽候得共、品々手違の事ニ相成、其後出府致候得共、何之取極も無
是、御收納時故罷歸度、担吟味役へ申立候得共、不取極中出足不相
成趣被申渡候得共、相背出足致、跡ニ而郷宿を以相届候ニ付、又々
出府可致被申附、出府之上担吟味役於宅地頭江対談可致被申付候得
共、何之申出も無是逃歸り、長々御苦柄ニ相成候段、旁不埒之至ニ
候、依是急度可被仰付候得共、赦御執行以前之事故、被相宥、肝煎
御免急度御叱被成候

十二月

右之通り被仰渡候ニ付、御憐愍の御指揮形冥加至極難有仕合ニ奉存
候段、御請申上候、黒沢祐藏様御演舌を以被仰渡候ハ、役外ニ候連
当御收納物向皆済迄ハ諸事差図致候而、上納相済候様、内々可取斗、
尚御上様并村方へ対して無念筋ニ茂無是、只御地頭之一条而已ニ候
故、追々御取調之旨有是候而、近々御扱様御回在被成候上ハ、御取
尋之義も有是候故、其節罷出候様可被致段被仰含、右之通り長役へ
も申渡遣候趣共被仰付候而、十二月十日孝作同道歸宅仕候、増田村
より夜中□□大難義仕候事

【154 亀六肝煎退任につき村内対処 元治元・一二・一一】

一、十二月十一日、長百姓・差上り亀六宅へ打寄せ、退役之筋申述候而、
当分長取担之事故、相談之上孝作方へ役処相頼、別紙之通当御用物
請取渡仕候、暮立会十三日、郷役米斗立共長役庄三郎(1)宅ニ仕候
事ニ相談仕候、立会人別左之通り
七郎兵衛、平助、庄三郎、孝作、吉郎兵衛、孫右衛門、十兵衛
立会仕候

(1) 庄三郎は長百姓(記事127)。

【155 引渡文書 元治元・一二・一一】

(貼紙)

「 覚

- 一、御分付帳 式冊
 - 一、出高繰帳 壹冊
 - 一、未年出高帳 壹冊
 - 一、新驟帳 壹冊
 - 一、加判帳 六冊
 - 一、当高帳 壹冊
 - 一、刈掛帳 壹冊
 - 一、未年出高当高帳 壹冊
 - 一、三御蔵入当高帳 壹冊
 - 一、先荒割符高与代帳 壹冊
 - 一、未年出高郡方上納帳 壹冊
 - 一、新古当高取纏帳 壹冊
 - 一、御張紙捨り高出高取調帳 壹冊
 - 一、御用廻文帳 壹冊
 - 一、杉調帳 壹冊
 - 一、漆取調帳 壹冊
 - 一、社木書上帳 壹冊
 - 一、御伊勢様御初帳 壹冊
 - 合拾八品
- 右之通り郷中立合之上、御用物之内当用之分、私共慥ニ預置申候、依之請取書指上申候、以上

元治元年
子十二月十一日

長百姓
庄三郎
孫右衛門
与助
孝作

先肝煎

亀六殿

差上り

七郎兵衛

平助

吉郎兵衛

【156 退任を郷中一統へ通知 元治元・一二・一一】

一、十二月十二日小走兵右衛門を以、郷中一統へ肝煎御免之趣申触候事

【157 亀六御叱解除の通達 元治元・一二・二七】

從御役屋申達候、然ハ其村亀六御叱之義、当廿九日より御免被成置候間、此段可被申渡候、同人直々御役屋へ才足之姿ニ致候間、此段と茂可被申渡候、以上

十二月廿七日

黒沢祐蔵

右之通り御用状十二月廿八日相達、被仰渡難有御義ニ奉存候事

【158 三又村肝煎、親郷担となる

慶応元(元治二)・一・二九】

一、元治二丑ノ正月廿九日、当村肝煎親郷取担被仰付、親郷仮肝煎清吉殿罷出御請申上候、御詰合川上幾蔵様より被仰付候、岡田様も御回ニて罷有候、御見舞物左之通

一、酒三升 川上幾蔵様

いか巻さし

一、同式升 岡田清之進様

〃巻さし

一、百文 大野兵衛様

一、百文 同新助様

〃

右之通り御見舞申上、正月三十日私し同道、^⑥持より帰宅仕、飯田明神堂之脇ニ而分れをつけ、早速村方へ右之次第申聞せ、小走を以村中へ相解、長百姓庄三郎・孫右衛門・与助二月二日稲庭村へ見舞ニ参候、親郷ハ二月五日当村へ御出被下、万端御相談も被下候由共承り申候
此末之事別冊ニ相印、目出度珍重仕候

三ツ又村住人

榎谷堂

亀六謹書

雲引て浮世

静ケし花の春

(裏表紙)

「 家美賀寿

茂 木 亀 □

目出度珍重

」